

法人税、
所得税の二重課税調整度合の計算方式試論

吉牟田 勲

(税務大学校
研究部教授)

目次

一 わが国の調整度合の座標	一七五
1 問題の提起	一七五
2 日本はどこにいるか ——調整度合の座標——	一八〇
3 所得階層による調整度合の変化	一八四
4 配当性向による調整度合の変化	一八七
5 結論 ——提案方式による日本の座標——	一九〇
二 調整度合の計算諸方式の検討と新方式の提案	一九一
(一) 既存の調整度合計算の諸方式とその検討	一九一
1 昭和三一年臨時税制調査会答申の調整度合の計算	一九一
2 忠佐市博士の未調整方式の調整機能の主張とインピュテーション方式の実際控除率の分析	一九五
3 OECDの調整方式別税収効果等の分析	二〇四
4 主税局方式の調整度合の計算	二二一
(二) 新計算方式の提案と新方式による国際比較	二二七
1 新計算方式の提案	二二七

2	提案方式と主税局方式の比較……………	三九
3	提案方式による各国の調整度合の計算とその特徴……………	三三
	三 相互転換表の諸問題……………	三七
1	調整方式相互転換表とその考え方……………	三三
2	相互転換法の応用例Ⅰ（わが国の基本法人税率の上昇に伴う配当軽減税率等の変化の試算）……………	三四
3	相互転換法の応用例Ⅱ（アメリカの独立主体方式のインピュテーション方式等への転換）……………	三四

一 わが国の調整度合の座標

1 問題の提起

法人税とその株主に対する所得税が二重課税と考えるべきかどうかは、議論のあるところである。^(注1) また、どの程度の二重課税の調整を行うのが、企業及び投資家並びに政府の立場から妥当かについても、世界を通ずるコンセンサスが得られているわけでもない。^(注2)

しかし、このような議論は別に論じられるべきであるとして、現在、その国のこの二重課税の調整度合が結果的にどうなっているか。また、世界の主要諸外国の調整度合がどうなっているか。したがって、その国の調整度合が世界の中でどのような位置を占めているかを明確にし、その現在の座標を起点として次にどの方向へ行くかの行動の基礎とすることが必要であると考えられる。

この基礎となる調整度合の計算について、過去にいくつかの方式が試みられている。その一つ一つの計算方式の内容と問題点については、後で詳しく紹介するが、その結果が例えば次のように、われわれの常識とかなり異っていたり、相互に矛盾した内容となったりしている。

(1) 昭和三十一年十二月の臨時税制調査会答申では、最高所得階層でも、平均所得階層の場合でも、当時の日本の調整度合が一〇〇%を超え、世界最高とされている。^(注3)

(2) OECD報告は調整度合を算出しているわけではないが、配当性を一定に定め、法人税率を適当にきめれば、何ら二重課税の調整を行わない方式の場合でも、調整を行なう方式の場合でも、税収が同一で、かつ、法人及び株

主の取扱いも同一になるようにすることができると述べている。これは、非調整方式でも調整度合があるという考
 え方である。^(注4)

(3) 忠佐市博士は、ケネディ改正直前の状態において、アメリカの法人税率と所得税率のもとでは、税制上、ほとん
 ど調整がなされていないにもかかわらず、完全に調整した場合とその税負担は予想外に近似していることを実証さ
 れている。これも、非調整方式に調整効果があるとの主張である。^(注5)

(4) 主税局が最近試算した方式では、その調整度合は、所得税率階層に関係なく、フランス五〇%、西ドイツ一〇〇
 %、アメリカ〇%と算出されている。配当性向が問題とされていないこと、したがって留保も含めた完全統合方式
 の評価とも関連するが、アメリカでも、法人税率より高い所得税率適用者の場合に全額留保されれば、調整度合が
 生ずるはずである。また、西ドイツでも留保分については未調整部分があるはずである。

このような矛盾等は、調整度合の計算方式が十分に検討されていないために生じているのではないかとの疑問が持た
 れる。また、わが国の調整度合の座標も、調整度合の計算方式によって異なってくるのではないかと考えられる。

特に、独立主体方式（未調整方式）、インビュテーション方式、二元税率方式、混合方式、完全統合方式^(注6)すべてに通
 用し、アメリカの調整度合が〇%でない場合や西ドイツのそれが一〇〇%でない場合が生ずる合理的な調整度合の統一
 的計算方式が国際比較のためにぜひ必要である。

この論稿は、この統一的計算方式を研究の上、提案することを第一の目的とする。（本稿二の部分）

そして、その統一的計算方式で日本及び主要各国の調整度合を計算し、比較することによってわが国の座標を明らか
 にすることを第二の目的とする。（本稿一の部分）

計算方式という技術的問題の研究ではあるが、二重課税の調整(統合)とは何か、非調整方式の調整機能、インビュテーション方式の実質的内容等の問題についても触れることとなる。

なお、補論的なものとして、各種方式間の相互換算の問題を検討している。インビュテーション方式から配当課方式へ、混合方式から純粹のインビュテーション方式や配当課方式へ、配当性が変らないとして、同一税収で、同一負担で転換する場合の簡単な換算方式である。さらに、応用例として同じ考え方から日本の混合方式について、基本法人税率の変化に応じて、換算される純粹の配当課方式の課税税率や純粹のインビュテーション方式の控除率がどうかの計算例も示しておいた。また、増減税を要素に入れての同様の転換計算も、自由に計算できるはずであり、一、二の計算例を示した。このほか、アメリカの独立主体方式(未調整方式)からの転換(この場合は、基本税率同一なら減税が、税収同一なら基本税率の引上げが必要である。)の計算例も示している。(本稿三の部分)

(注1) 例えば忠佐市「擬制説・実在説発想の現段階」(税経通信・昭和四八年八月号11頁)の「II二重課税当否論」参照

(注2) 調整度合に関する世界主要国のコンセンサスは、ECが付加価値税に続いて、法人税制について次のような内容でのハー

モニゼーションを開始したこと(指令案提案 一九七五年七月二三日。"European Taxation" Vol. 16 No. 2, 3, 4 (1976) P41, 52)によって、二分の一インビュテーション方式として形成されようとしている。もっとも、一九六三年のノイマルク委員会報告(EC)では、二元税率方式(基本税率五〇%程度、配当軽減税率一五〜二五%)で統一提案がされていたのが、改められたという経緯等がある。なお、アメリカもこのECのインビュテーション方式を導入するとみられている。(カーターの本年一月の税制改正教書に織り込まれると見られていたが、見送られた。アメリカにおけるインテグレーションの検討については、National Tax Journal Vol. 18 No. 3 (1975, Sept.) がNITA・TIAのシンポジウムを特集している。このなかでスタンレー・S・サリー教授は「Economists' Desire for Full Integration」(P386)と云う見出し等で論じられている。)このほか、公平の観点から、カナダのカーター委員会報告の方式も問題とされている(注

17参照)。

① 法人税率については、留保、配当を区別せず一本税率とし、四五%～五五%とする。(Article 3)

② 受取株主については、受取配当に法人税額の四五%～五五%相当額を加えたものを所得に加算し、その受取配当に加えられた税額を所得税額から控除する。控除しきれない部分は還付する。(Article 4-8)

③ 配当法人は二五%の税率で源泉徴収を行なう。この源泉徴収税額は所得税額(法人株主は法人税額)からの控除を認める。加盟国間はインビュテーション、源泉徴収とも内国法人(居住者)なみになるように取扱い、そのための歳入減少額は各加盟国間で補償する。(Article 14-17)

(注3) 「昭和三十一年臨時税制調査会答申」二〇三頁第73表。この表は、本誌一九二頁に第3表として全表掲載。

(注4) Company Tax Systems in OECD Member Countries (OECD, Committee of Fiscal Affairs, 1973) 邦訳「OECD

加盟国の法人税制」(OECD租税委員会編・B I A C日本委員会刊) 10頁参照。

(注5) 忠佐市「現段階における法人税の考え方」(日本租税研究協会、租税財政論集第一集二六二頁G表参照。G表を整理したものを本誌203頁にB表として掲載。この近似証明については、「法人税の諸問題の原点」(税経通信、四九年九月号21頁)でも触れられている。後でこの問題は詳しく論ずる。

(注6) 各方式の説明をしておく。次のとおり。まづ大きく(一)非調整方式、(二)調整方式に分けられるが、(一)には次の(1)のみが属し、(2)から(6)までは調整方式で、さらに(2)から(4)までの部分統合方式、(6)の完全統合方式に区別される。

(1) 独立主体方式 (separate entity system) : 法人を株主から全く独立した主体と認識して、法人税と株主の所得税(又は留保利潤と配当利潤)との間に全く調整を行わない方式。未調整方式、分離方式、古典的方式 (classical system) とも呼ばれる。

通常は、法人税をまず徴収し、受取配当額(法人税引後で、グロスアップしないもの)に所得税が課される。(例、アメリカ、オランダ)

(2) インビュテーション方式 (imputation system) : 部分統合方式 (partial integration system) の一つであり、法人税率は留保、配当とも同一税率で課されるが、受取株主の段階で、受取配当に課される法人税額の全部又は一部を株主が納付したものとみなし (impute) 法人税と所得税を部分的に統合して課税軽減を認める方式。税額控除方式 (credit system) 又

各方式の法人税部分の租税係数

独立主体方式	m
部分統合方式	
配当軽減課税	$m - (cu - cd)$
インビュテーション	$m - s$
完全統合方式	0

〔前提〕

m = 株主の限界所得税率
 cu = 留保利潤に対する法人税率
 cd = 配当利潤に対する法人税率
 s = グロスアップ配当に対する税額控除率

(注7)

相互転換表(二三九頁第17表)の大部分は、佐藤光夫氏(前主税局調査課長)「税の座標軸(その八)」(ファイナンス53年5月号)57頁の「第二表部分統合方式の仮説的なカウンタパート」により、これに混合方式についての転換を追加したものである。

なお、佐藤光夫氏は、各調整方式の租税係数を上のように整理し、その係数の性質から、①独立主体方式は係数が常にプラスなので留保促進・配当抑制的、②部分統合方式は係数がプラスにも、マイナスにもなるが、マイナスの範囲内で配当促進的、③完全統合方式は係数ゼロで配当、留保に中立的であるとされている。また、この効果の差に着目して、政策目標に即して、課税方式の評価と選択を行うべきであるとされている。(佐藤光夫「税の座標軸(その九)」(ファイナンス53年6月号P56~60)参照)なお、佐藤氏には、別に

は相殺方式 (set-off system) とも呼ばれる。通常は、受取配当に係る法人税の全部又は一部を株主の所得に加算するとともに、その加算額を株主の所得税額から税額控除する。法人税全額のインビュテーション方式でも、留保に対する法人税については統合を企図しない点で完全統合方式と異なる。(例、フランス、イギリス、カナダ)

(3) 二元税率方式 (split rate system)……部分統合方式の一つであり、法人の段階で配当利潤に対する法人税率を留保利潤に対する法人税率より低くすることに課税を軽減する方式。受取株主の段階では特別の救済は与えられない。配当損金算入方式もこの方式の極端なものと考えられるが、留保分について救済しないので完全統合方式と異なる。配当軽減方式、二段階税率方式 (two rate system) とも呼ばれる。(例、一九七六年までの西ドイツ)

(4) 混合方式 (mixed system)……部分統合方式の一つであり、インビュテーション方式と二元税率方式をミックスした方式。(例、日本、一九七七年以後の西ドイツ)

(5) 完全統合方式 (full integration system)……法人所得のうち配当分はもとより留保分も株主に割当てられてグロスアップされ、累進税である所得税率を適用して算出した所得税額から、その加算された法人税額相当額を控除する方式。この方式では、法人税と所得税が完全に統合され、法人所得の留保分を含む割当分に所得税率で課税される結果となり、法人税は完全な源泉徴収となる。(実施例はないが、一九六七年カナダのカーター委員会がその報告で提案)

Mitsuo Sato and Richard M. Bird "International Aspect of the Taxation of Corporation and Shareholders"
IMF Staff Paper 22 (July 1975) の述べた論文がきき。

2 日本はどこにいるか

——調整度合の座標——

いろいろの方式で二重課税の調整度合を計算し、国際比較したものをしてみる(第1表、第1図参照)。

(1) 昭和三十一年臨時税制調査会答申の調整度合の座標

昭和三十一年答申の際は、わが国の調整度合は一〇〇%を超え、他の諸国を圧している。この頃のわが国の税制は、配当控除(二五%)のみで、配当軽減措置はまだ採用されていない。フランスは独立主体方式で何らの調整もなく、イギリスはグロスアップ方式であったが所得税率二〇%に対し、独立主体課税(非調整)の利潤税が配当分二五%であった。また、西ドイツは留保税率四五%に対し、配当税率三〇%の配当軽減方式であり、アメリカは五〇ドルの配当所得控除と四%の配当税額控除の併用であった。カナダは二〇%の配当税額控除であった。^(注8)

この三二年答申の調整度合は、その後これらすべての国の配当課税を中心とする法人税制が根本的に改正されているので、わが国を含め現在の調整度合を考える参考にはならない。一つの歴史的資料としての意味があるに過ぎない。^(注9)

(2) 主税局方式による調整度合の座標

主税局方式による昭和五三年四月現在での調整度合は、所得税率の最高でも、平均でも最低でも、六か国中アメリカを除き最下位となっている。EC加盟諸国は、半額インビュテーション程度以上の調整度合なのでそのようになるので

第1表 調整方式の計算結果比較

国別	区分 所得税率	昭和32年答申			主税局方式			提案方式			50%配当・ 平均(40%)
		最高 (70%)	平均 (35%)	最低 (70%)	最高 (40%)	平均 (40%)	最低 (10%)	最高 (70%)	平均 (40%)	最低 (10%)	
日本	(73.5)	170.4	108.7	45.0	44.6	35.3	83.5	66.8	41.8	83.3	
フランス	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	85.0	70.0	55.0	72.8	
ドイツ	43.6	43.6	43.6	49.6	49.6	49.6	85.0	70.0	54.6	73.3	
イタリア	33.3	33.3	33.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	85.7	
スペイン	28.4	28.4	14.8	0	0	0	70.0	40.0	10.0	61.7	
カナダ (答申)	90.9	43.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(注) (1) 昭和32年答申は、同答申の概要と説明20頁に掲げられている表の最高所得階層及び平均所得階層(A) ((注9)参照)の計数を掲げた。なお日本のカッコ書は、現行税制を基として同様の方式で計算した場合の計数である。

(2) 主税局方式、提案方式のカナダは試算によるものである。

(3) 全般を通じて、最大配当の場合について計算している。フランスは75%の配当を最大配当としている。

あろうか。この計算でみる限り、E.C.の半額インペネーションに近づくためには、日本は相当程度、調整割合を引上げる改正が必要であるとみられる。

この座標の計算については、第1表の注によってもわかるように最大配当割合で計算されているという問題がある。所得税率は、この表では最高(70%)、平均(40%)、最低(10%)が示されているが、後で詳しく計算表(第11表(第16表))で示すように、実際は10%をのみで計算されている。

配当を前提とする限り、所得税の最高、平均、最低の各税率の場合のわが国の調整度合は、主税局方式の場合と同じく、アメリカを除く国の中では最低となっている。

しかし、五〇％配当の場合の調整度合（所得税率は平均四〇％）が用いられている。は、西ドイツに次いで第二位となっている。このことは大いに注意されるべきである。また提案方式では、アメリカの〇％がそうでなくなっていること、さらに五〇％配当の場合では西ドイツの調整度合一〇〇％が崩れていることも注目される。西ドイツの混合方式が完全統合方式でなく、部分統合方式である以上、一〇〇％でなくなる部分が生ずるのがむしろ自然であろう。^(注10)

また、最大配当の場合よりも、現実に近い一部配当（三割程度から五割程度の配当）の場合の調整度合をみてみるとがより適当であると考えられるが、ここでは配当性向五割の場合の調整度合のみが示されている。

(4) 調整度合の計算のファクター

このように観察してみると、あるべき調整度合を得るには、次の三つのファクターによる調整度合の動的状态をみてみる必要があると考えられる。

- ① 所得階層（実際上は限界所得税率階層）別の調整度合の変動状況
- ② 配当性向（法人所得金額のうちに配当に充てられる部分の金額の占める割合）別の調整度合の変動状況
- ③ 完全統合方式の場合の①、②の変動状況（完全統合方式では、あらゆる場合一〇〇となる。）と比較した調整度合の変動状況

したがって、この段階では、日本はどこに在るかについての結論は保留し、以上の三ファクターを配慮した分析を行った上で結論を出すこととする。

(注8) 昭和三十五年十二月税制調査会第一次答申「答申の審議の内容及び経過の説明」一三五頁～一三七頁参照。

(注9) 同上答申には、この昭和三十一年十一月答申と同じ方式で計算された昭和三十五年当時の税制による二重課税調整度合の試算が掲げられている(同上二三八頁)。日本の配当軽減措置採用後、イギリスのグロスアップ不適用の利潤税二・五%のとき、西ドイツの留保分五・一%、配当分一五%の配当軽減措置のもとでの計算の歴史的資料として、要点を掲げれば、A表のとおり。(平均所得階層とは、配当所得者の平均として、一人当たり平均国民所得の三〇倍(A)又は一〇倍(B)をいう。)

A表 昭和35年税制調査会答申の
二重課税調整度合試算

平均所得階層(D)	平均所得階層(A)	最高所得階層	国別	
			日 本	アメリ カ
43.6	55.0	129.0		
6.0	10.6	40.9		
60.2	79.6	89.2		
29.1	41.8	121.1		
0	0	0		
37.6	50.1	112.8		

(注10) (注6) とくに(2)参照。

3 所得階層による調整度合の変化

所得階層別すなわち限界所得税率階層別の調整度合を計算し、国際比較したものを見てみる(第2図参照)。

(1) 提案方式による調整度合の国際比較

この図では、日本は主税局方式の計算と提案方式の計算の双方の調整度合が示されているが、諸外国はすべて提案方

式により計算した調整度合である。なおカナダはカーター委員会の提案による完全統合方式を用いている。

二で詳細に検討した結果から、完全統合方式と比較してあらゆる方式の調整度合を見るのに最も適当なのは、提案方式であると考えられるからである。

なお、所得税率階層別調整度合といっても配当性向によって異なる状況を示すのであるから、最大配当、半額配当、全額留保の三つのケースに分けて、所得税率階層別調整度合を見てみることにする。^(注1)

(2) 最大配当の場合の税率階層別調整度合

最大配当の場合の調整度合は、前に、第1図で、最高(七〇%)、平均(四〇%)、最低(一〇%)の三つの所得税率階層別に示したものと同じであり、アメリカを除いて、いかなる階層でも、日本の調整度合が最も低い。(日本の主税局方式の調整度合はアメリカより低く描かれているが、アメリカは提案方式で計算した調整度合が示されているためであり、主税局方式で計算すればアメリカは全階層0で主税局方式の日本よりその調整度合は常に下となる。)

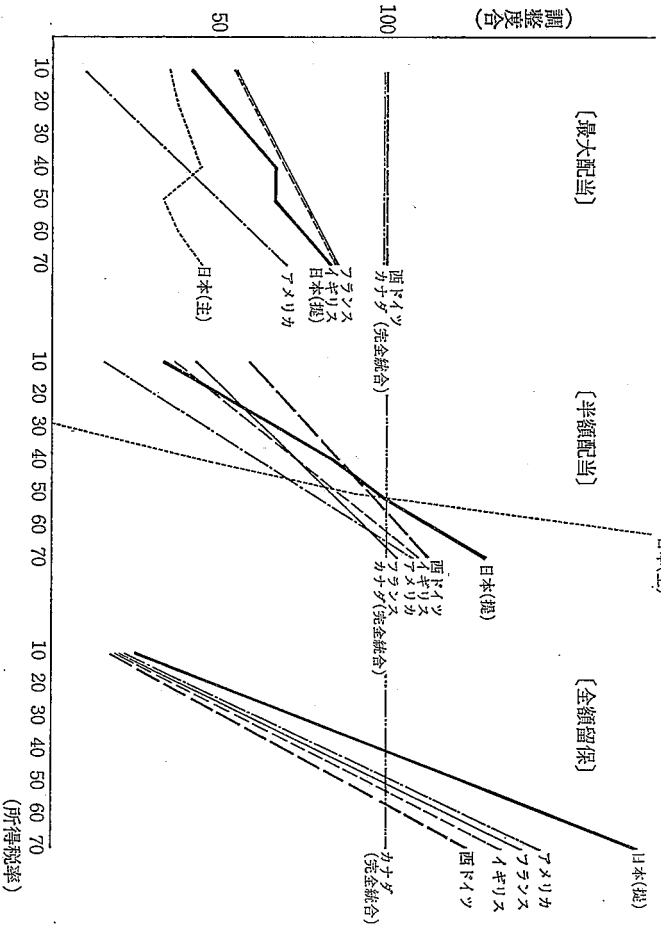
(3) 半額配当の場合の税率階層別調整度合

前に第1図で、平均階層(所得税率四〇%)の場合のみの調整度合を示し、日本の調整度合が、フランス及びイギリスをこえ、西ドイツ、カナダ(完全統合)に次いで第三位になることは紹介した。

ここで、所得税率階層別にみると、所得税率一〇%の場合の半額配当のときの調整度合は、最大配当の場合と同様にアメリカのみを超え第五位であるが、所得税率二〇%でイギリスを抜き、三〇%ではフランスを抜き、五〇%では西ドイツをこえ、さらに所得税率六〇%ではカナダ(完全統合)をもこえて第一位の調整度合となるのである。

(4) 全額留保の場合の税率階層別調整度合

第2図 所得税率階層別調整度合



この場合は、グラフを一見すればわかるように、日本の調整度合が所得税率階層に関係なく常に世界第一位である。これは、法人税率が日本が世界で一番低いためである。したがって法人税率より下の所得税率階層では、法人税率と所得税率の差が未調整になるので調整度合は日本が一番上であり、法人税率より上の所得税率階層では、その差が調整度合（本来、所得税のみであれば七〇％徴収されるのが、全額留保のときは、例えば法人税率四〇％までの徴収ですめば調整度合は四〇分の七〇すなわち一七五％となるが、法人税率が高く、五〇％であれば、五〇分の七〇すなわち一四〇％と低くなる。）となるので、これも第一位となるのである。

グラフをみると完全統合のカナダは常に一〇〇％であるが、他の諸外国はこの一〇〇％の線と法人税率に相当する所得税率（アメリカカ四八％、フランス五〇％、イギリス五二％、西ドイツ五六％）のところで交っており、この順序の調整度合となっているのである。主税局方式の線は極端（垂線）なので省略した。

（注11） 配当性向別、所得税率別の各国の調整度合の計数は、二に数表及び図表が掲げられている。（第11表、第16表、第七図、第十二図参照）

4 配当性向による調整度合の変化

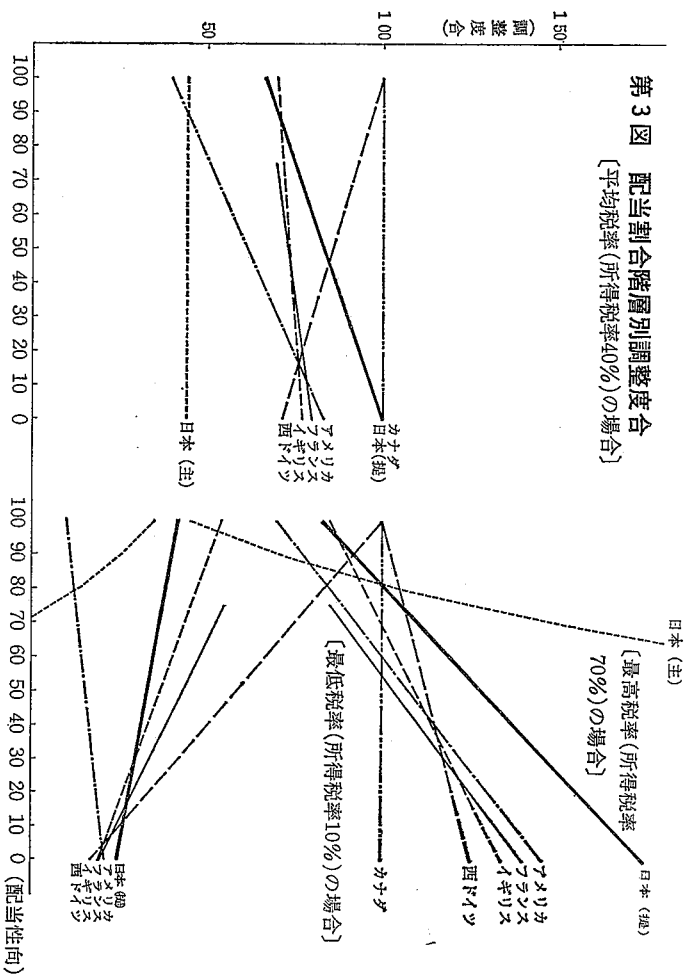
配当性向別の調整度合を計算し、国際比較したものをしてみる（第3図参照）。

(1) 提案方式による調整度合の国際比較

所得階層別の比較と同じ理由により、提案方式により計算した調整度合で比較している。

なお、配当性向別調整度合といっても、所得税率階層によって異なる状況を示すのであるから、平均税率（四〇％）、

第3図 配当割合階層別調整度合
 [平均税率(所得税率40%)の場合]



最高税率（七〇％）、最低税率（二〇％）の三つのケースに分けて、配当性向別調整度合がグラフで示されている。^(注12)

(2) 平均所得税率の場合の配当性向別調整度合

平均所得税率（四〇％）の場合の調整度合は、配当性向五〇％の場合のみが第1図で前に示され、わが国の調整度合が、カナダ（完全統合）、西ドイツに次いで第三位となることはすでに紹介した。

しかし、配当性向別にみると、日本の調整度合は、最大配当のときにはアメリカを超えているのみであるが、八〇％配当程度でイギリス、フランスを超え、四〇％配当では西ドイツも抜き、全額留保でカナダ（完全統合）と同じ一〇〇％となる。（日本の場合、平均所得税率と法人税率が等しいので、全額留保の場合に一致し二〇〇％となる。）

(3) 最高所得税率の場合の配当性向別調整度合

最高所得税率（七〇％）の場合の配当性向別調整度合を見ると、日本の調整度合は、最大配当のときは、アメリカを超えている程度であるが、九〇％配当でイギリス、フランスを超え、八〇％配当でカナダ（完全統合）を超え、七〇％では西ドイツを超えて、第一位の調整度合となっている。

(4) 最低所得税率の場合の配当性向別調整度合

最低所得税率（一〇％）の場合のわが国の調整度合は、かなりの部分でアメリカを超えるだけであり、配当性向三〇％以下になってようやくイギリスを超え、一〇％以下でフランス、西ドイツを超え、全額留保でもなおカナダ（完全統合）に及ばない。（全額留保でも、所得税一〇％のはずが、法人税四〇％を徴収されるので調整度合は四〇分の一〇、すなわち二五％である。しかし、他の国は日本より法人税率が高いので調整度合が少さくなる。）

(注12) 配当性向別調整度合の細かい国別等の計数は、二の第11表、第16表参照。

第2表 平均状態での各国調整度合の比較

国別	配当性向別	30%の場合	40%の場合
日 本		90.0%	86.8%
フランス		72.8	74.8
アメリカ		66.0	70.4
イギリス		74.0	74.8
西ドイツ		82.7	80.0
カナダ (完全統合)		100.0	100.0

このようにみてくると、日本の調整度合の座標はどのように結論づけることができるであろうか。税制をみる場合の常識的な観点では、企業の配当性向は三〇%〜四〇%程度が平均的であり、所得税率では配当所得者の平均限界税率は四〇%程度ということになろう。

このように視座を明確にすると、日本の二重課税調整度合は、第3図の平均税率の場合の一部分ということになる。この範囲にしまつて計数を示すと、次の第2表のとおりである。

これで見ると日本の座標は、完全統合方式で計算され、それ故に今はどこにもないカナダ(完全統合)の調整度合に達していないだけであり、他の国の調整度合をすべて超えている。したがって、現実的には世界最高の場に位していると言える。

この傾向は、所得税率階層が高くなり、配当性向が小さくなれば一層拡大されるわけである。このような座標となるのは、配当軽減税率や配当控除による調整にもまして、わが国の法人税率が諸外国より低いことが貢献していると考えられる。

(注13) 調整度合は、日本も各国も、国税のみで計算し、比較されている。したがって地方税を入れて計算すれば若干変ることはあろう。しかし、地方税を入れて

も、わが国の法人税の実効税率は、国際的に低く、わが国の調整度合の座標が世界の調整度合の中に占める場所は大きなものと見込まれる。なお、論者によっては、二重課税の調整度合は、「株主に適用される典型的な限界所得税率」のほか、さらに有価証券（株式）の「キャピタルゲインに対する課税の有無及びその水準」も考慮に入れる必要があるとする意見もある（前掲「OECD加盟国の法人税制」8頁参照）。

二 調整度合の計算諸方式の検討と新方式の提案

(一) 既存の調整度合計算の諸方式とその検討

1 昭和三年臨時税制調査会答申の調整度合の計算

(1) 計算の意義

昭和三年十二月の臨時税制調査会答申には、第3表のような「第73表法人個人の二重課税排除の度合に関する試算」が掲げられている。^(注)

この表の意味について、同答申では、次のような説明がされている。

「税制上いわゆる法人擬制説と法人實在説とのいずれをとるべきかについては、學者間にも議論があり、各国の立法例も分れている。しかし、全く法人實在説をとるフランスの税制は別とし、各国の税制は、法人擬制説と法人實在説のいずれにも徹底していない。程度の差こそあれ、この両者の要素がともにとり入れられ、どちらかといえ、法人實在説的要素がまさっているようにみうけられる。これは社会の実情が、いずれの一方でも割り切れない複雑な事態を示しているからであるとも解せられる。しかし、法人個人の二重課税排除の度合に関する第73表（第3表筆者注）の試算が明らかになっているように、二五%の配当控除率を認めるわが国の制度は、最高所得階層についても平均所得階層に

第3表 法人個人の二重課税排除の度合に関する試算
(昭和31年臨時税制調査会答申)

区 分	最高所得 階 層	平均所得 階 層 (A)	平均所得 階 層 (B)	備 考		
				(平均国民所得)	(法人間 配 当)	
日 本	現行法(配当控除率 25%の場合)	170.4%	108.7%	70.5%	円 (A) 2,319,300 (B) 773,100	100.0%
	改正案(配当控除率 25%の場合)	237.6	63.1	52.2	改正案とは所得 税の控除税率の 改正案を示す。 法人税率、住民 税率は現行通り とした。	
	同(20%の場合)	190.1	50.5	41.7		
	同(15%の場合)	142.5	37.9	31.3		
	同(10%の場合)	95.3	25.2	20.8		
アメリ カ	23.4	14.8	6.8	(A) 21,064,320 (58,350ドル) (B) 7,021,440 (19,450ドル)	85.0	
イギ リス	43.6	43.6	43.6	(A) 9,283,676 (9,222ポンド) (B) 3,094,592 (3,074ポンド)	100.0	
西ド イツ	33.3	33.3	33.3	(A) 6,023,202 (70,266マルク) (B) 2,007,734 (23,422マルク)	子会社 100.0 一 般 0.0	
フ ラ ン ス	0.0	0.0	0.0		100.0	
カ ナ ダ	90.0	43.0	31.8	(A) 13,495,530 (37,650ドル) (B) 4,498,510 (12,550ドル)	100.0	

(備考) 1. 算出は、次の算式によった。

$$\frac{\text{二重課税が全く排除されないとした場合の法人形態で事業を行った場合の総合税負担}}{\text{法人形態で事業を行った場合の総合税負担}} \times \text{当該税制による総合税負担}$$

$$\frac{\text{二重課税が全く排除されないとした場合の個人形態で事業を行った場合の総合税負担}}{\text{法人形態で事業を行った場合の総合税負担}} \times \text{総合税負担}$$

- 日本の計算には、事業税を入れていない。
- 平均所得階層としては、夫婦子3人として国民1人当たり平均国民所得の5倍をとるべきであるが、配当所得を有する者が比較的高額所得者であると考え、(A)は1人当たり国民所得の30倍、(B)は10倍とした。
- 法人税が累退税率となっているときは、実質的な基本税率をとった。

ついで、各国税制中もっとも法人擬制説的要素が強いといえよう。」と述べている。そして、このような検討の結果に立って、一、〇〇〇万円以上の所得金額の場合の配当控除率を二段階制にして一〇％に引き下げることが勧告している。

(2) 計算の内容と考え方

この昭和三十一年の臨時税制調査答申の二重課税排除度合の計算方式については、試算の表の備考に算式が示されている。

しかし、実際の計算を日本の場合についてみると、同じ答申のすぐ後に掲げられている「第47表現行法人税率（四〇％）と所得税率との関係からみた配当控除率」といはいわゆる理論配当控除率の計算の表の理論配当控除率でもって、制度上の配当控除率二五％を除いた商が二重課税排除度合として掲げられている。

例えば最高所得階層の排除度合一七・四％は、下のように計算して算出した所得税率六五％の場合の理論配当控除率一四・六％で二五％を除いて算出されているのである。

理論配当控除率14.6％の算出過程

- (1) 所得税率 65％
- (2) 住民脱込の税率 ((1)×1.12)
 $6.5\% \times 1.12 = 7.28\%$
- (3) 法人税率 40％
- (4) 住民税込の法人税率 ((3)×1.135)
 $40\% \times 1.135 = 45.40\%$
- (5) 分配可能額 (100-(4))
 $100\% - 45.40\% = 54.60\%$
- (6) 所得税等負担 ((5)×(2))
 $54.60\% \times 7.28\% = 3.97\%$
- (7) 法人税 所得税負担の合計 (4)+(6)
 $45.40\% + 3.97\% = 49.37\%$
- (8) 所得税等のみとしたときの負担をこえる部分 (二重課税額) ((7)-(2))
 $49.37\% - 7.28\% = 42.09\%$
- (9) 二重課税のうち所得税分 ((8)÷1.21)
 $42.09\% \div 1.21 = 34.8\%$
- (10) 理論配当控除率 ((9)÷(5))
 $34.8\% \div 54.60\% = 63.7\%$

この計算方式は、前述したように昭和三十五年十二月の税制調査会一次答申においても用いられたものである。(注15) このときは、配当軽減措置採用を前提として計算されているが、やはり、昭和三十一年の臨時税制調査会答申と全く同じ次の算式によつて計算したが、その計算表の備考に明らかたされてゐる。

排除度合	=	二重課税が全て排除されなかった場合の法人形態で事業を行ったときの総合税負担	-	法人形態で事業を行なった場合の当該税制による総合税負担
		二重課税が全て排除されなかった場合の法人形態で事業を行ったときの総合税負担	-	個人形態で事業を行った場合の総合税負担

この算式は、題意にば、次のように整理することになる。

「最大二重課税の場合の総合税負担」	「現行税制による法人形態の場合の総合税負担」	現行制度の場合の二重課税額
「最大二重課税の場合の総合税負担」	「所得税のみとした場合の総合税負担」	ありうべき最大二重課税額

このように整理すると、計算方式の考え方としては、後述の主税局方式や提案方式と差はないと言える。

(3) 計算の問題点

このように計算の内容を見てみると、次のような点が問題となる。

①分母及び分子の「最大二重課税の場合の総合税負担」の計算は、法人税及び法人住民税の額とこれらの税が課された残余の金額が配当されたときにその配当額に課される所得税額と個人住民税との四つの税の合計額とされている。

また、この所得税額及び個人住民税額の計算にあたっては、受取配当額のグロスアップは行われないうところ計算され、配当控除は適用されない。法人税は、配当軽減措置があるときでも、それが無い留保税率（基本税率）で計算される。

②分子の「現行税制による法人形態の場合の総合税負担」は、法人税及び法人住民税差引後の配当可能限度額の全額が配当されたとした場合の法人税、法人住民税、所得税、個人住民税の総額が計算される。配当軽減措置が採用されている場合には、配当部分に対する軽減法人税額に相当する所得には、留保部分として基本税率が課されるので、最大配当可能額を方程式を解いて算出し（相互転換表に関して、例えば二四一頁で計算している）、それを用いて法人税負担額以後の金額が計算される。また、配当控除も適用される。（個人住民税を総合税負担に含めることは、個人住民税の配当控除が設けられた昭和37年以降の試算では、行われていない。）

したがって、この計算方式では、①グロス・アップ計算を行なう完全統合方式が対象になり得ない、②必然的に最大配当の場合の調整度合が算出される。③所得階層別（適用所得税率階層別）の調整度合は計算されるが、配当性向別の調整度合は計算され得ない、といった短所があるといえる。

（注14） 昭和三年臨時税制調査会答申 二〇三頁

（注15） 参照

2 忠佐市博士の未調整方式の調整機能の主張とインピュテーション方式の実際控除率の分析

(1) 忠博士の主張及び分析の意義

前日大教授忠佐市博士は、企業課税と配当課税をめぐるこの二重課税の調整の問題及びその周辺の問題について多くのすぐれた論文を発表されて深く分析され、いろいろ鋭い指摘をされている。^(注16)

忠博士の論文のうち、特にこの論稿の主題である二重課税の調整度合に関連する部分を紹介すれば、次のとおりである。

(イ) 留保分が調整対象から残るといふ指摘

「この法人税額グロス・アップ方式では、現に実行されているのは全額がグロス・アップされているわけではないが、もし、その税額の全額がグロス・アップされるとしても、株式会社は留保された部分がグロス・アップされないで残されていることになる。したがって、この留保部分を含めてグロス・アップする課税技術が成功するときは、配当の機会がある限り、組合課税方式に接近する道理であるが、その見とおしは立てにくい。^(注17)」

(ロ) 非調整方式でも調整されているといふ指摘及び実証

「私は、株主課税の所得税と株式会社課税の法人税とを別個に独立させておきながら、その税率の盛り方によっては、株式会社はの所得についてグロス・アップ方式により組合課税方式で株主に総合累進課税をした場合の所得税額を計算し、それから法人税相当額の税額控除をして納めるべき所得税額とすれば、グロス・アップなしの同内容の総合累進の所得税額に近似させることができたことを論証している。これを実質的なグロス・アップ税額控除方式と呼んでみた。その説明、説得には難渋さを感じさせるが、実質的には相互の調整が内包されていながら、表面上は別個に独立な存在とされる外形をとることになる。^(注18)」

「そこで、アメリカの法人所得税と個人の所得税とのケネディ減税当時の税率は、当時の平均的な配当性向を前提と

すれば、利益配当をそれによってグロス・アップ（還元）した決算利益相当額について、累進税率で算出した所得税額から、その還元された決算利益相当額に対する法人税額を控除した金額（以上は仮定計算）は、利益配当額そのまゝの金額によって累進税率で算出した所得税額（以上は税法上の計算）と比較してみても、予想外に近似していることを実証することができるわけである。すなわち、法人税の税率と、個人の所得税の累進段階の刻みかたと、累進税率の盛りかたとが、こうした目的に適應するように組み合わせることができれば、法人税と所得税の間に税額控除その他の調整の手段を講じなくても、生きた人としての株主集団の所得に対する課税の論理を説明することができるように思われる。しかし、この私の思索は、まわりくどいたためか一向に反響がなくて、たなごらしのままとなっている。^(注19)

イ) インピュテーション方式の実質機能の分析

「これらの方式は、利益配当を決算利益に還元するという意味においてのグロス・アップではない。もともと、利益配当額に対してそれに相当する法人税の全額を加えたとしても、留保利益額が放置されたままだからである。法人税額の全額を加えておいて、その全額を税額控除するとしても、税額の一部を加えてその加算額を税額控除するとしても還元利益に接近すべき機能はそこに期待すべくもない。その機能は、基本的な所得税の累進税率に対して税額控除の結果、利益配当に対する軽減税率がいくらとなり、かつ、それに合理性がありそうだ、ということを知る程度にとどまるのではないかと考えられる。その大要を次の表（第4表、筆者注）で整理してみる。この表によれば、わが国の配当税額控除の一〇％又は五％に相当するものは、累進税率の最低の段階から一定の段階までは、無税の結果となるように累進税率まるまるそのものであるが、無税の最高段階に達すると、累進税率が高まるにしたがって、控除率が、自動的に低まる、というメカニズムをキャッチすることができる。」「フランス方式は、そうした実態を備えながら、表面上の美辞

第4表 x%加算・x%税額控除の実際控除率表

税率	ア			イ			キ			カ			ク			ケ								
	加算後税率	税額控除率	実際控除率	加算後税率	税額控除率	実際控除率	加算後税率	税額控除率	実際控除率	加算後税率	税額控除率	実際控除率	加算後税率	税額控除率	実際控除率	加算後税率	税額控除率	実際控除率						
10	12.50	25.00	△12.50	14.92	49.25	△34.32	10.00	13.33	33.33	△20.00	10.00	10.00	12.50	25.00	△12.50	14.92	49.25	△34.32	10.00	13.33	33.33	△20.00	10.00	
15	18.75	"	△6.25	22.38	"	△26.86	15.00	20.00	"	△13.33	15.00	15.00	18.75	"	"	22.38	"	"	22.38	"	"	"	△13.33	15.00
20	25.00	"	0	29.85	"	△19.40	20.00	26.66	"	△6.67	20.00	20.00	25.00	"	"	29.85	"	"	29.85	"	"	"	△6.67	20.00
25	31.25	"	6.25	37.31	"	△11.94	25.00	33.33	"	0	25.00	25.00	31.25	"	"	37.31	"	"	37.31	"	"	0	25.00	
30	37.50	"	12.50	44.77	"	△4.47	30.00	40.00	"	6.67	30.00	30.00	37.50	"	"	44.77	"	"	44.77	"	"	6.67	23.34	
35	43.75	"	18.75	52.23	"	2.98	32.01	46.66	"	13.33	32.01	32.01	43.75	"	"	52.23	"	"	52.23	"	"	13.33	21.67	
40	50.00	"	25.00	59.7.	"	10.44	29.55	53.33	"	20.00	29.55	29.55	50.00	"	"	59.7.	"	"	59.7.	"	"	20.00	20.00	
45	56.25	"	31.25	64.16	"	17.91	27.09	60.00	"	26.67	27.09	27.09	56.25	"	"	64.16	"	"	64.16	"	"	26.67	18.34	
50	62.50	"	37.50	74.62	"	25.37	24.62	66.66	"	33.33	24.62	24.62	62.50	"	"	74.62	"	"	74.62	"	"	33.33	16.67	
55	68.75	"	43.75	82.08	"	32.83	22.16	73.33	"	40.00	22.16	22.16	68.75	"	"	82.08	"	"	82.08	"	"	40.00	15.00	
60	75.00	"	50.00	89.55	"	40.29	19.70	80.00	"	46.66	19.70	19.70	75.00	"	"	89.55	"	"	89.55	"	"	46.66	13.34	
65	81.25	"	56.25	97.01	"	47.76	17.23	86.66	"	53.33	17.23	17.23	81.25	"	"	97.01	"	"	97.01	"	"	53.33	11.67	
70	87.50	"	62.50	104.47	"	55.22	14.77	93.33	"	60.00	14.77	14.77	87.50	"	"	104.47	"	"	104.47	"	"	60.00	10.00	
75	93.75	"	68.75	111.94	"	62.68	12.31	100.00	"	66.66	12.31	12.31	93.75	"	"	111.94	"	"	111.94	"	"	66.66	8.34	
80	100.00	"	75.00	119.40	"	70.14	9.85	106.66	"	73.33	9.85	9.85	100.00	"	"	119.40	"	"	119.40	"	"	73.33	6.67	
	法人税率50%、配当所得に25%加算、同加算額の税額控除			法人税率52%、配当所得に67分の33加算、同加算額の税額控除				法人税率48%、配当収入の3分の1加算、税額控除は地方税と合せて、ほほ上記加算額																

(注) 忠佐市「法人税の諸問題の原点―課税根拠論の解明―」(税経通信昭和49年9月号)23頁の表そのものである。なお、忠博士は、モデル計算表として、x加算・x%控除(20%、30%、40%、50%)及びx%加算・y%控除(40%加算・30%控除、30%加算・20%控除)の場合の実際控除率を計算して、さらに別表として掲げられている。

麗句はそのことをカムフラージュしていることになる。^(注20)

(2) 実際控除率の計算の内容と考え方

忠博士の意見のうち、調整度合に関連するのは、非調整方式も調整度合があるという主張と、インビュテーション方式についての「実際控除率」による機能分析であると言えよう。

忠博士のインビュテーション方式の機能測定のための「実際控除率」の計算方法は、次のとおりである。(フランスの二分の一インビュテーションの場合で、所得税の税率が10%である場合を例にとる。)

この実際控除率の計算そのものについては、次の二つの問題がある。

- ① 設例の場合、加算後税率は10%から15% (50%に対する10%から、七五に対する10%の50%に対する割合) となり、税額控除率は50% (受取分50%に対する二五の割合) と考えるべきではないか。そうすれば実際適用税率はマイナス三五%となり、実際控除率は四五% (還付なしであれば10%) となる。
- ② 税額控除率が加算後税率より大きい場合には、その差額は還付されないものとして実際控除率が計算されているが、フランス、イギリス、西ドイツとも個人納税者については、すべて還付することとされている。^(注21)
- 実際控除率の計算方法
- (1) 所得税のみ課税される場合 (=完全統合方式の場合) の所得税率 10%
 - (2) 法人税のインビュートにより増加する所得税 (法人税50%引後の受取配当の二分の一×税率) $25 \times 10\% = 2.5\%$
 - (3) 加算後の税率 (1)+(2) $10\% + 2.5\% = 12.5\%$
 - (4) 税額控除率 25%
 - (5) 実際適用税率 (3)-(4) $12.5\% - 25\% = \Delta 12.5\%$
 - (6) 実際控除率 (1)-(5) $10\% - \Delta 12.5\% = 22.5\%$
- ただし、還付が行われないと(5)が0となるので、(6)は $10\% - 0 = 10\%$ となる。

もっとも、これらの問題を整理して計算しなおしたとしても、この実際控除率による観察では、インビュテーションの結果、所得への加算による税率の実質的上昇が税額控除による引下げで相殺されるので、「利益配当に対する軽減税率がいくらとなり、かつ、それに合理性がありそうだ」ということを知り得る程度に過ぎないことは同様であろう。

(3) 実際控除率分析の問題点

この実際控除率分析は、インビュテーション方式に即した株主側だけからの考察方法であるので、調整度合といった観点からは、法人側での調整を行う二段階税率方式やミックス方式などは対象にし得ないという限界をもっている。

また、株主の調整後の適用所得税率という観点からだけ見ると、当然、法人税率より高い所得税率の適用者はそのこえている分の追加徴収を受けるので高く、低所得者はおそらく還付されることになるので、マイナスになるのは、いわば当然であろう。

したがって、このような結果が生じているからといって、「表面上の美辞麗句はそのことをカムフラージュしていることになる」と考える必要はないのではあるまいか。忠博士が美辞麗句なり、カムフラージュというような批評をされたのは、フランスの半額インビュテーションという言い方、又はECのハーモニゼーション税制はインビュテーション方式であるという言い方では、二重課税の調整が法人税額の半分を株主の所得にインビュートして完全に平等な調整ないし全所得階層にわたって納付所得税率が半分になるような調整が行われていると誤って受取られやすいので、注意すべきことを指摘されているのであろう。

本来、日本のように加算なしの配当税額控除の控除率は、低所得階層は大きい控除率とし、高所得階層は小さい控除率とするのが、合理的であり、現行税制でもこのいわゆる理論配当控除率は所得税率一〇%のときの四九・九%から七

五%のときの六・八%と漸減する計数として算出される。現在の一、〇〇〇万円超の所得階層の控除率五%（基本一〇%）の二段階制も、この考え方によっている。半額インビュテーション方式では、全所得税率がちょうど半分になるという誤解が生ずるといふのであれば、用語ないし説明の問題であろう。

半額インビュテーション方式でも、低所得者の還付が行なわれるとすれば、現在のわが国の二段階の配当控除制度よりはよほど合理的である。それが小所得階層の配当所得者に有利になる制度であることは、所得税率一〇%の適用階層は、理論配当控除率は四九・九%でありながら現行控除率は一〇%であるものが二五%（インビュート後の所得に対するもの）に上昇することからも理解できよう。

忠博士がインビュテーションの現象でなく本質をすべく指摘されながら力説されているのは、名称が誤解しやすいので、機能の実質を十分によくわかるように分析し、説明し、その本質を理解した上で、採用の可否を議論する必要があるということであろう。

さきほどの私の説明も、わが国の配当控除率がすべて一〇%から二五%（法人税の半分二〇%を配当可能額六〇%に二〇%を加えたもので除したもの）へ上昇するだけのように誤解されるが、所得にもその控除額と同額が加算されるので、累進税率の上昇があり、留保分まで加算されると現在より増税になる場合すらあるのである。

また、一の結論の部分で私が分析したように、平均的な配当性向、所得税率であれば法人税の税率にもよるが、半額インビュテーション方式よりわが国の現行法人税制及び配当税制の方が調整度合は大きいといったようなことも十分理解した上で、よく検討し、簡単に半額インビュテーション方式が理想的であるとか、進んだ方式であるとか考えてそれへ改めるといふような行動をとることを戒められているのであろう。

(注16)

忠博士のこの問題に関連する論稿を掲げれば、例えば、次のとおりである。

- ① 「擬制税・実在説の発想批判」(産業経理・昭和三十九年七月号)
- ② 「現段階における法人税の考え方」(日本租税研究協会編「租税財政論集」(第一集、昭和四〇年))
- ③ 「企業課税における法人利潤方式をめぐる」(税経通信昭和四二年一月号)
- ④ 「わが国における企業課税方式の変遷」(税務弘報昭和四二年一〇月号)
- ⑤ 「擬制説・実在説論議再説」(産業経理・昭和四四年一月号)
- ⑥ 「企業課税と配当課税」(税務弘報・昭和四八年一月号)
- ⑦ 「擬制説・実在説発想の現段階」(税経通信・昭和四八年八月号)
- ⑧ 「法人税の諸問題の原点―課税実態の分析」(税経通信・昭和四九年八月号)
- ⑨ 「法人税の諸問題の原点―課税根拠論の解明」(税経通信・昭和四九年九月号)
- ⑩ 「忠佐市」擬制説・実在説発想の現段階」(税経通信・昭和四八年八月号一七頁) 参照。

(注17)

なお、忠博士が見出しがたいとされた留保分も含めた課税方式(完全統合方式)が、カナダの一九六七年のカーター委員(王立税制委員会)報告(The Report of the Royal Commission on Taxation)で採用すべきだとして詳細な検討の上、提案が行われている。同報告は全六巻二、六〇〇ページに及ぶ、龐大なものであるが、この完全統合方式は(Vol. 4) Part B "Taxation of income flowing through intermediaries" の Chapter 19 で詳細に論じられている。この方式についてすぐれた理論的紹介は、畠山武道「法人税改革の動向」(租税法研究第4号(有斐閣)一五頁以下)で行われている。また、その理論的検討は、佐藤進「法人税原理の変遷」(東洋経済新報社「現代企業課税論」六一頁以下)、西野萬里「租税法における公平性―個人所得税の法人税との接点における問題点―」(明治大学商学論叢五七巻五号四一頁以下)及び中桐宏文「公平課税の基本的課題」(有斐閣「現代財政論の再検討」二四一頁以下)において行われている。西野助教授は昭和31年税制調査会方式の必要配当控除率を基礎とする調整度合を昭和49年分について適用計算し、調整の不十分、不完全を主張されるとともに、公平な調整方法としての「カーター・総合プラン」を算式を用いて分析紹介されている。また、中桐教授もカーター・プランの法人株主に対する留保利潤課税、キャピタルゲイン課税におけるグッドウィル・ゲイン課税の問題点を公

平の観点から論じられている。簡明な紹介は、佐藤光夫「税の座標軸(その八)」(ファイナンス昭和53年5月号54頁)で行われている。すなわち、この提案は「世界の税制史上一つの画期である」としつつ「この提案によると、形式的には法人税は廃止されず、法人所得に対し一律五〇%で課税される。しかし、法人所得のうち配当分はもとより留保分も個人株主に「割当」(allocation)され、最高五〇%の累進的な個人所得税の課税に服する。その際、法人税は完全に個人所得税の前どり

表 改正前のアメリカの配当収入に対する個人所得税負担

課税所得金額	左の所得税額(イ)	4%配当控除差引納付税額(ロ)	法人税引きクロスアップ税額(ハ)	同左と本来税額との比較(イ)-(ロ)=(ニ)	(イ)と差引納付税額との比較(イ)-(ロ)=(ホ)
千ドル	ドル	ドル	ドル	%	%
10	2,640	2,240	△2,850	(208.0)	△5,090 (192.8)
20	7,260	6,460	820	(88.7)	△6,440 (77.7)
50	26,820	24,820	24,570	(8.4)	△2,250 (0.9)
(51,160ドル)	27,690	25,643	25,643	(7.3)	△2,047 (0)
(62,940ドル)	36,613	34,095	36,613	(0)	0 (0)
100	67,320	63,320	72,320	(7.4)	5,000 (6.9)
200	156,820	148,820	169,820	(8.3)	13,000 (13.4)
300	247,820	235,820	262,500	(5.9)	14,680 (10.8)
500	429,820	409,820	437,500	(1.8)	7,680 (6.4)
1,000	870,000	830,000	875,000	(0.6)	5,000 (5.2)
1,500	1,305,000	1,245,000	1,312,500	(0.6)	7,500 (5.2)
2,000	1,740,000	1,660,000	1,750,000	(0.6)	10,000 (5.2)

(備考) (1) 忠佐市「現段階における法人税の考え方」(日本租税研究協会「租税財政論集第1集」P262) 資料2 G表から抜粋作成
 (2) (イ)欄、(ホ)欄のカッコ内の数字は、筆者が付加したもので、それぞれその欄の金額を(イ)の金額で除した完全統合方式の税額との乖離割合である。少額配当所得控除があるので、2万ドルまでは差があるが、それ以外は109%内外の差である。

と観念される。つまり、現金配当分も留保の割当分も、法人税課税前の額にまでグロス・アップされ、それに個人所得税率を適用して算出した所得税額から法人税を差引くという方法により、法人税を個人所得税の源泉徴収にすぎないものにしてしまおうという考え方である。」と述べられている。このほか、小松芳明「国際課税の知識」(同文館)九二頁以下及び山本栄一「租税政策の理論」(有斐閣)六六頁、七五頁参照。

(注18) 忠佐市同上論文一八頁

(注19) 忠佐市「法人税の諸問題の原点―課税根拠論の解明―」(税経通信・昭和四九年九月号二一―二二頁)。

このアメリカについての計算され証明された表がB表である。

忠博士の主張される非調整方式に調整機能があるという考え方は、後述するようにOECD租税委員会編「OECD加盟国の法人税制」にもみられる(本稿二〇六頁参照)。

(注20) 忠 佐市 同上論文 二三頁

(注21) OECD租税委員会編同上書等に述べられている。フランスは個人のみ還付され(同上書四二頁)、イギリスは所得税の課されない納税者は還付される(同上書七九頁)。なお西ドイツについても、個人のみ還付される(西ドイツ所得税法第三六条b)。

3 OECDの調整方式別税収効果等の分析

(1) OECDの分析とその意義

OECDは、ECの法人税のハーモニゼーション税制を検討する段階で、この二重課税の調整方式について、種々の検討、計数的分析を行っている。

各国の調整度合の試算といった直接的なものも行われていないが、各調整方式についての計数的比較を行っている。

(4) 各調整方式での「配当の税収に与える効果」(第5表)

第5表 配当の税金に与える効果

方式別 所得階層等	分離方式 (法人税率50%)		二段階方式 (配当25%、法人税率 留保50%)、 (配当0%、 法人税率 留保50%)				インビデーション方式 (法人税率50%)			
	30%	60%	30%	60%	30%	60%	30%	60%	30%	60%
企業の課税利潤 法人 配当	200 100 30	200 100 60	200 91.9 32.4	200 82.4 70.6	200 82.5 35	200 57.5 85	200 100 30	200 100 60	200 100 30	200 100 60
インビデーション後配当	—	—	—	—	—	—	45	90	60	120
所得税率 25%	18 — 18	36 — 36	19.4 — 19.4	42.4 — 42.4	21 — 21	51 — 51	27 15 12	54 30 24	36 30 6	72 62 12
算出税額 税控除額 政府歳入総額	118	136	111.3	124.8	103.5	108.5	112	124	106	112
所得税率 33.3%	10 — 10	20 — 20	10.7 — 10.7	23.3 — 23.3	11.7 — 11.7	28.33 — 28.33	15 15 0	30 30 0	20 30 △10	40 60 △20
算出税額 税控除額 政府歳入総額	110	120	102.6	105.7	94.2	85.83	②100	②100	90	80
所得税率 60%	7.5 — 7.5	15 — 15	8.1 — 8.1	17.7 — 17.7	8.75 — 8.75	21.25 — 21.25	11.25 15 △3.75	22.5 30 △7.5	15 30 △15	30 60 △30
算出税額 税控除額 政府歳入総額	107.5	115	⑤100.0	⑤100.1	91.25	78.75	96.25	92.5	85	70

(備考) TOECD加盟国の法人税制「6～7頁の第2表を見やすいように書き改めたものである。
 ① それ故、所得税の税率を33.3%とすると、分配利潤の割合を変えても税金は変化しないこととなる。
 ② それ故、所得税の税率を60%とすると、分配利潤の割合を変えても税金は変化しないこととなる。

【上掲書注】

この表で注目されるのは、各調整方式の税收効果を試算するにあたって①所得税率を二五%、三三・三%、六〇%の三つの場合に分け、かつ、②配当性向を三〇%、六〇%の場合に分けて、計算されていることである。この二つのファクターの組合わせでどう税收等が異なるかが比較されている。

OECDの報告では、この表について「表は様々の配当水準に対して支払総税額がどう変化するかを示しているが、しかし税率と配当水準とを変化させ適当に組み合せると、主要な課税方式のどれをとっても同一の結果が得られることも示している。分離方式の下では、分配利潤の割合が増加すると政府に帰属する歳入額も増加し、これは法人税及び所得税の税率とは無関係であることがこの表で示されている。他方、経済的二重課税を緩和する方式の下では、分配利潤の割合が政府歳入に与える効果は、法人税及び所得税の相対的な税率に依存する。」と説明している。^(注22)

(ロ) 「主要な三つの法人税課税方式の働き」(第6表)

この表で注目されるのは、所得税率は三五%の一つとし、配当性向が、①分配せず、②四〇%分配、③最大限分配に分けて計算比較されていることである。しかも、どの方式でも分配割合が同じときは、株主の純配当及び政府歳入総額が同額となるよう法人税率で調整されている。本稿三で述べる各調整方式の相互転換法の発想の基礎となった表である。

OECDの報告では、この表について、「経済的二重課税を緩和する方式の下では、政府歳入額が分配利潤によって影響を受けることのないように法人税及び所得税の相対的な税率を設定することが可能である。」ことを示しており、さらに「分配利潤の割合を「一定」に定め、法人税率を適当にとれば、分離方式による法人税と他の方式による法人税とで税収が同一で、かつ法人と株主との取扱も同一になるようにすることができるといふことである。一方、留保利潤の割合又は分配利潤の割合と無関係に二段階税率方式とインビュテーション方式とを比べた場合にも、同様の結果が

第6表 主要な3つの法人課税方式の働き

項 目	算 式	分離方式			二段階税率方式			インビデーション方式		
		分配せず 40%の配分	最大の配分	最大の配分 ②	分配せず 40%の配分	最大の配分 ③	最大の配分 ④	分配せず 40%の配分	最大の配分 ⑤	
a) 企業の粗利率		100	100	100	100	100	100	100		
b) 法人税引当	(a) - (b)	50⑤	36⑥	23⑦	50	36⑧	50	50		
c) 税引当		50	64	77	50	64	50	50		
d) 留保利潤	(c) - 分配利潤	50	24	nil	50	24	50	24		
e) 株主に対する粗配当	(c) - (d)	0	40	77	0	40	0⑨	26⑩		
f) 35%の源泉徴収税	of (d)	0	14	27	0	14	—	—		
g) 株主の純配当額	(e) × 35%	—	—	—	—	—	—	—		
h) 株主の純配当額	(e) - (f) + (g)⑪	0	26	50	0	26	0	26		
i) 政府歳入総額	(b) + (f)	50	50	50	50	50	50	50		

〔備考〕
〔上掲書注〕

OECD租税委員会前掲書9頁の表をそのまま掲げた。
二段階税率方式下の最大分配額は77%、インビデーション方式下では35%でクロス・アップされる。
分離方式の下において他の方式と同様の徴収を得るために必要な税率
60%の未分配利潤に対し50%の税率を適用し(=30)、40%の分配利潤に対し15%の税率を適用し(11.5)、それらを合計する。
23%の未分配利潤に対し50%の税率を適用し(=11.5)、77%の分配利潤に対し15%の税率を適用し(11.5)、それらを合計する。
この数字の35%の100/65に相当する額がグロス・アップされるのであり、この数字の35%に相当する税額控除が株主に与えられる。

- ① 株主は35%の所得税を課されると仮定。非課税の個人については、分離方式及び二段階税率方式の場合、項目(f)に掲げる額の還付を受ける。また、インビデーション方式の場合、項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を支払う必要がある。35%超の税率(例えば、35%+x%)が適用される場合は項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を支払う必要がある。35%より低い税率(例えば、35%-y%)が適用される場合は項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を受け取ることになる。
- ② この数字の35%の100/65に相当する額がグロス・アップされるのであり、この数字の35%に相当する税額控除が株主に与えられる。
- ③ 株主は35%の所得税を課されると仮定。非課税の個人については、分離方式及び二段階税率方式の場合、項目(f)に掲げる額の還付を受ける。また、インビデーション方式の場合、項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を支払う必要がある。35%超の税率(例えば、35%+x%)が適用される場合は項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を支払う必要がある。35%より低い税率(例えば、35%-y%)が適用される場合は項目(e)に掲げる額のx%に相当する税額を受け取ることになる。
- ④ 株主に対する所得税の税率は35%とする。二段階税率方式の場合、留保利潤に対し50%、分配利潤に対し15%の法人税が課される。インビデーション方式の場合、利潤総額に対し50%の法人税が課され、株主に対しては粗配当の35%に相当する税額控除権が与えられる。

得られるのである。(注²³)

傍点の部分は、忠博士も主張されている独立課税方式の調整効果及び調整方式相互転換法の発想を示しているところである。

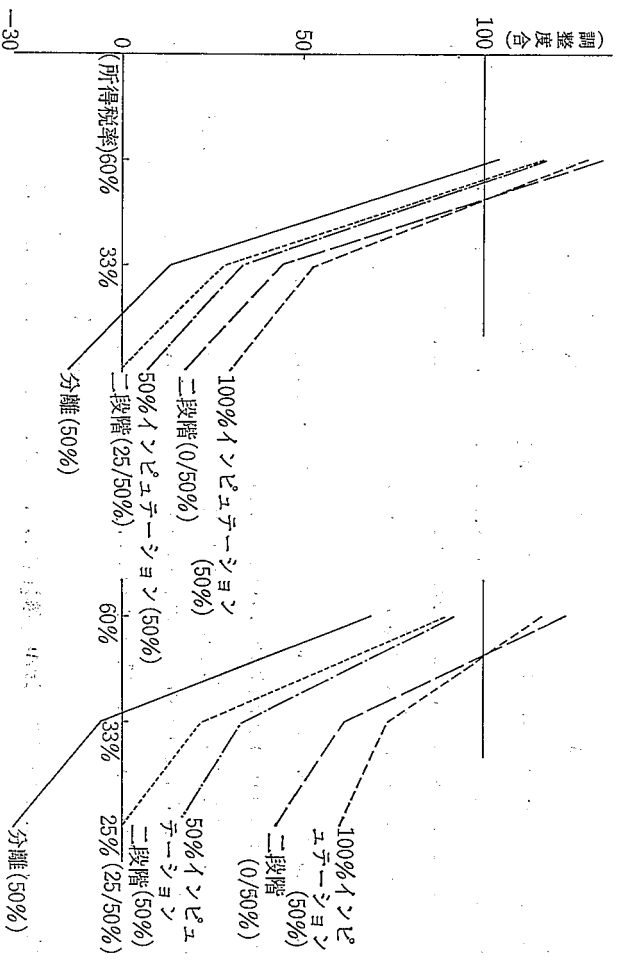
OECDの分析は、各方式とも、一定の配当性を前提とすれば、税率や控除率の定め方などの方式でも、税收、株主等の取扱いとも同じたなり得るので、他の経済要因(国内的、国際的)等を考慮し、ECのハーモニゼーション方式として最適のいづれかを定めればよむという点に主眼がもたたと見られよう。

第7表 OECD計算からの調整度合試算

統合方式 配当割合	分離方式 (税率50%)		二段階方式				インビュテーション方式				完全統合方式			
	30%	60%	税率25%/50%		税率0%/50%		半額インビュテーション		全額インビュテーション		30%	60%		
			30%	60%	30%	60%	30%	60%	30%	60%				
所得階層														
所得の税率	△15.0	△30.0	0	0	17.5	42.5	7.5	15.0	30.0	60.0	100.0	100.0	100.0	100.0
所得の税率	13.2	△6.8	28.0	21.8	44.6	61.6	33.2	33.2	53.4	73.4	100.0	100.0	100.0	100.0
所得の税率	104.0	68.0	117.4	90.4	133.0	123.0	116.0	92.0	128.0	116.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注(1) “OECD加盟国の法人税制”(OECD租税委員会編) P 6の“第2表配当の税金に与える効果”の計数を基に提案方式により計算した。
 (2) 完全統合方式は、同表にないが、筆者が加えた。

150
[30%配当の場合]
第4図 OECD計算からの調整度合
[60%配当の場合]



(2) OECD分析と調整度合

OECD分析は、その目的からみて各国別の比較は行わず、各方式の比較、それも税収及び株主等負担が同一となるような制度の要件と方式の探究に主眼が置かれている。

しかし、各方式の所得税率別、配当性向別モデル負担が算出されている(第5表参照)ので、これらの計数を用いてこの論文で私が提案している方式で調整度合を計算してみたものが第7表であり、これを図にしたものが第4図である。

この図を見ると、OECD計算では、全額インビュテーション方式と配当分税率0の二段階税率方式(配当損金算入方式)、半額インビュテーション方式と配当税率が留保税率の二分の一の二段階税率方式とは、大部分の場合、インビュテーション方式の方の調整度合が大きく算出されている(一〇〇%インビュテーション方式の所得税率六〇%の場合だけ逆である)。

インビュテーション方式と二段階税率方式では、法人税の基本税率が同一であれば、法人段階の負担(法人税)は、二段階税率方式の方がかならず小さい。したがって、前述のような傾向を示す理由は、専ら所得税段階の処理で、法人税の差以上の差が生ずるかどうかである。インビュテーション方式では、 $x\%$ 加算、 $x\%$ 控除が行われると税率が一〇〇%でない限り、加算及び控除ともなしという制度より有利である。そのような観点でみると、法人税率をこえる所得税率のときは、前の二段階税率方式との差を取戻しえないが、それ以下の所得税率のときは、より多く取り戻すということであろう。

(3) OECD分析の問題点

OECD分析では、むしろ各方式間の税収効果等の一致の条件を求めており、本論文のテーマのような各国の調整度

合の相異をみようとしない。しかし、所得税率別、配当性向別の負担の合計額が計算されている。これは、この二つと法人税率との組合わせによって、どの調整方式でも同じ税收や純配当になることを予測させるものである。また、所得税率が高く、配当性向が低いときは、独立主体方式の場合でも一〇〇%を超える調整度合、すなわち、完全統合方式の場合の総合負担より低くなることもあり得ることが明らかにされている。

しかし、やはり調整度合の計算でないこと、完全統合方式が比較の対象に入れられていないこと、混合方式が計数分析の対象になっていないことが、この分析の限界であると指摘することができよう。

(注22) OECD租税委員会編前掲書八頁

(注23) 同上書一〇頁

4 主税局方式の調整度合の計算

(1) 計算の意義

法人税の基本的仕組みの問題は、昭和四十年代を経て、五〇年代に入っても検討が続けられている。とくに最近ECを中心とする基本的仕組みの改正が続ぎ、各国の調整度合がどうなっているか、その変化の状況とそれらのうちに占めるわが国の地位を正確に把握する必要があるが大きくなった。

そこで、前述のOECDの計算方式を基礎に、昭和五一年秋に試算方式として用いられるようになったのが主税局方式である。

この方式の意義は、支払側と受取側の調整が同じ尺度で計算され、日本や西ドイツの混合方式の計数が明確になった

こと、当時の常識であったアメリカ〇%、西ドイツ一〇〇%が答として算出されたことである。

(2) 計算の方式

総合負担の計算の方式や計算の経過はOECD方式に準じているが、最後に、真正所得税額、完全二重課税額、完全二重課税額を算出して比較計算するもので、次のような計算プロセスである。(各国の各段階の計算プロセスは(第8表参照))

主税局方式の調整度合の計算プロセス

(日本の場合で、所得税率40%の場合)

(法人段階の負担)

- (イ) 最大配当割合をDとし、
 $D + 0.3D + 0.4(100 - D) = 100$
を解いて、 $D = 66.7$ と算出
- (ロ) 法人税負担
 $33.3 \times 40\% = 13.3$
 $66.7 \times 30\% = 20.0$ 計33.3

(株主段階の負担)

- (イ) 受取配当
 $100 - 33.3 = 66.7$
(注) インピュテーション方式の場合には、グロスアップした配当を用いる。
- (ロ) 所得税算出額 $66.7 \times 0.4 = 26.7$
- (ハ) 税額控除適用
 $26.7 - (66.7 \times 10\%) = 20.0$
- (ニ) 総合税負担 $33.3 + 20 = 53.3$
- (ホ) 実際二重課税額
 $53.3 - 40$ (真正所得税) = 13.3
- (ヘ) 完全二重課税額
 $(100 - 40) \times 40\% = 24$
- (ロ) 調整度合の計算
 $\frac{24 - 13.3}{24} = 44.6\%$

なお、この考え方を算式化したものが、第9表の備考で示されているが、実際の計算過程及びもう少し細かい考え方を算式で示すと、次のとおり。^(註24)

$$\begin{aligned}
 & \left\{ \frac{\text{分母の金額}}{\text{所得} \times \text{法人税率} + \text{所得} \times \text{法人税率}} + \frac{\text{所得} \times \text{法人税率}}{\text{所得} \times \text{法人税率} + \text{所得} \times \text{法人税率}} \times \text{所得税率} - \left(\frac{\text{所得} \times \text{法人税率}}{\text{所得} \times \text{法人税率} + \text{所得} \times \text{法人税率}} \right) \times 0.1 \right\} - \left(\frac{\text{所得} \times \text{法人税率}}{\text{所得} \times \text{法人税率} + \text{所得} \times \text{法人税率}} \right) \\
 & \left\{ \text{分母の金額} - \left(\text{法人税} \cdot \text{所得税の理論総合税負担} - \left(\text{所得税のみあるときの所得税額} \right) \right) \right\} \\
 & \left\{ \text{完全二重課税額} - \text{現実二重課税額} \right\} = \left\{ \text{二重課税調整額} - \text{完全二重課税額} \right\}
 \end{aligned}$$

この計算の方法を段階的に示したものが第8表であり、その計算の結果を各国別、所得税率階級別に示したものが第9表であり、これをグラフで示したものが第5図である。

これによると西ドイツ現行は常に一〇〇%、フランスは常に五〇%であり、アメリカも常に〇%で、日本はアメリカを超えるだけで、きわめて低い地位を占めている。

なお、計算課程を、提案方式と比較して図示したものが二二〇頁に第6図として掲げられている。また、配当性向別、所得税率階級別の計算表、グラフ等も二二六、二二七頁に第12表、第8図として掲げられている。

(3) 主税局方式の問題点

主税局方式は、混合方式の計算には成功しているが、完全(理論)二重課税額をグロス・アップを基礎とせず、独立

第8表 二重課税調整度の計算方法

項目	国別			西ドイツ		アメリカ
	日本	フランス	イギリス	現行法	旧法	
(法人段階)						
1 法人所得	100	100	100	100	100	100
2 (法人税率)	(40.30)	(50)	(52)	(56.36)	(51.15)	(48)
3 法人税	33.3	50	52	36	23.4	48
4 支払配当	66.7	50	48	64	76.6	52
(株主段階)						
5 受取配当 (1-3)	66.7	50	48	64	76.6	52
6 配当額加算	—	25	$(48 \times \frac{35}{65})$ 25.8	$(64 \times \frac{36}{64})$ 36	—	—
7 グロス配当 (5+6)	66.7	75	73.8	100	76.6	52
8 (所得税率)	(40%)	(40%)	(40%)	(40%)	(40%)	(40%)
9 所得税額 (7×8)	26.7	30	29.5	40	30.6	20.8
10 税額控除 (6又は(7×0.×))	6.7	25	25.8	36	—	—
11 納付所得税 (9-10)	20.0	5	3.7	4	30.6	20.8
(調整度の計算)						
12 法人税+所得税 (3+11)	53.3	55	55.7	40	54.0	68.8
13 真正所得税 (1×8)	40	40	40	40	40	40
14 実際二重課税額 (12-13)	13.3	15.0	15.7	0	14.0	28.8
15 完全二重課税額 (1-2(基本)×8)	24.0	30.0	31.2	56.0	30.6	28.8
16 調整度合 (15-14)÷15	44.6	50.0	49.7	100.0	54.2	0

第9表 主税局方式の二重課税の調整割合の各国比較

国別	所得税率階級										備考
	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%				
日本	35.3	37.8	40.7	44.6	33.5	38.1	45.0			全部 50	
フランス	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0			全部 49.6	
イギリス	49.6	49.5	49.7	49.7	49.6	49.6	49.4			全部 100	
ドイツ(新)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			全部 54.2	
フランス(旧)	54.0	54.2	54.2	54.0	54.0	54.2	54.2			全部 0	
メキシコ	0	0	0	0	0	0	0			全部 0	

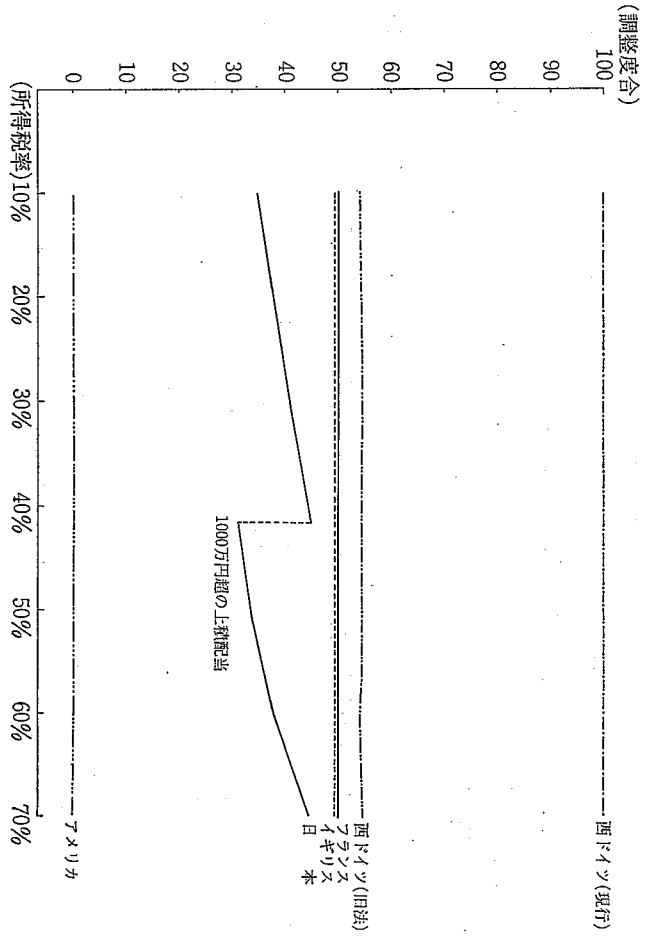
(備考) (1) 二重課税の調整割合 = $\frac{\text{完全二重課税額} - \text{現行調整方式の場合の二重課税額}}{\text{完全二重課税額}}$

(2) 日本は所得税率50%から配当控除率を5とした。

主体方式の場合の課税額を基礎としたため、完全統合方式と全額インビュテーション方式の差が出ないという結果が生じている。また、所得税率階層別分析は行われているが、配当性向別分析は、グロス・アップを配当分に限り、留保分のアロケーションという完全統合方式の考え方を考慮しない計算であったため、行なわれていない。

なお、独立主体方式(アメリカ)の場合は調整割合は○とされているが、これもグロス・アップを前提としないためである。グロス・アップを内容とするインビュテーション方式がECのハーモニゼーション税制として世界の主流を占め、完全統合方式による留保分のグロス・アップを行なう制度が考えられるようになった現在、そのような制度もカバーできる調整割合の計算方式が必要であるが、そのための方式としては主税局方式には問題があると言えよう。

第5図 二重課税の調整度合(各国比較)



(注24) 主税局方式を算式で解いてみると、次のとおりである。

(I = 所得、 rc = 基本法人税率、 rc' = 実効法人税率 (配当控除を加味したもの)、 ri = 所得税率)

$$\frac{[(Irc + (1 - Irc)ri - Iri) - \{(Irc' + (1 - Irc')ri) - (1 - Irc)0.1\}] - Iri}{Irc + (1 - Irc)ri - Iri} = \frac{(rc - ri \cdot rc) - (0.1 \cdot rc' + 0.1)}{rc - ri \cdot rc}$$

文字で結果の部分だけを表すと次のとおり。

$$\begin{aligned} \text{調整度合} &= \frac{A - (0.1 \times \text{実効法人税率} + 0.1)}{\text{法人税率} - (\text{所得税率} \times \text{法人税率})} \\ &= \frac{A}{A} \end{aligned}$$

(二) 新計算方式の提案と新方式による国際比較

1 新計算方式の提案

完全結合方式 (full integration) の提案に伴い、特に配当性向別の調整度合分析の用具として考えた場合、主税局方式は、次の算式の完全二重課税額がグロスアップしない計算である点に問題があることは前に述べたとおりである。

$$\text{調整度合} = \frac{\text{完全二重課税額} - \text{実際二重課税額}}{\text{完全二重課税額}}$$

完全二重課税額 = $\{(A) \text{所得金額} \times \text{法人税率}\} + \{(B) \text{所得金額} - \text{法人税額}\} \times \text{所得税率} - \{(C) \text{所得金額} \times \text{所得税率}\} \dots a$
 この計算は、(A) + (B) - (C) となっていて、(A) が法人税額 (配当控除を適用しない計算)、(B) が所得税額 (独立主体方式の

計算)、(C)が真正所得税額(所得税が法人所得に直接課される場合の負担額)完全結合方式の求める総合税負担額)である。

この計算式では、別途算出され、それと比較計算される実際二重課税額はインピュテーション方式の場合、(B)に対応する部分がグロス・アップして計算されるが、この物指となる(B)そのものは、独立主体方式で小さく計算されてしまうのである。

実際のインピュテーション方式では、二分の一インピュテーション、全額インピュテーションといろいろあり、 $x\%$ 加算、 $x\%$ (同一額)税額控除の方式のほか、 $x\%$ 加算、 $y\%$ 税額控除方式もありうるのである(現行のカナダの方式を国税についてだけ見るとそういう傾向を示している)。

このようにみてくると、完全結合方式を含めた最大公約数の完全二重課税額の計算の基礎となる所得税の算出額は 100% インピュートした金額によるべきであり、その算式は次のa'式になるはずである。

$$\text{新完全二重課税額} = \left(\text{所得金額} \times \text{法人税率} \right) + \left(\text{所得金額} \times \text{所得税率} \right) - \left(\text{所得金額} \times \text{所得税率} \right) \dots a'$$

この結果、 100% インピュート後の所得金額を基として計算した所得税額(B)は真正所得額(C)と一致し、完全二重課税額は、法人税額(A)と等しくなるのである。したがって、新しく提案する方式では、調整度合は、

$$\text{調整度合} = \frac{\text{基本法人税率} - \text{実際二重課税額}}{\text{基本法人税率}}$$

として計算されることとなる。

主税局方式では、配当性向別の調整度合を計算する場合、完全二重課税額計算の基礎となる所得税額は「配当控除制

度が無い場合の「所得税額」というその思想から、本来次の(b)式のようになり、算式が各配当性向ごとに異なる。したがって配当性向ごとには調整度合に連続した差が生じないという欠点がある。^(注25) OECDの計算でも、特に完全結合方式と100%インビュテーション方式の差は、留保についての法人税のアロケーションの有無の差であるが、それが全く見失われてしまい、差が生じないのである。

そして、提案している方式では、いかなる配当性向のときでも(b')として計算されるので、配当性向の差が結果の調整度合に表現されるのである。

提案方式は、このように見てくると、主税局方式を完全結合方式を踏まえて計算し、配当性向別に分析できるように改良した方式といえることができる。

$$\begin{aligned} \text{主税局方式の所得税の} &= (\text{所得金額} - \text{法人税額}) \times \text{配当性向} \times \text{所得税率} \dots (b) \\ \text{完全二重課税額} & \\ \text{提案方式の所得税の} &= \text{所得金額} \times \text{所得税率} \dots (b') \\ \text{完全二重課税額} & \end{aligned}$$

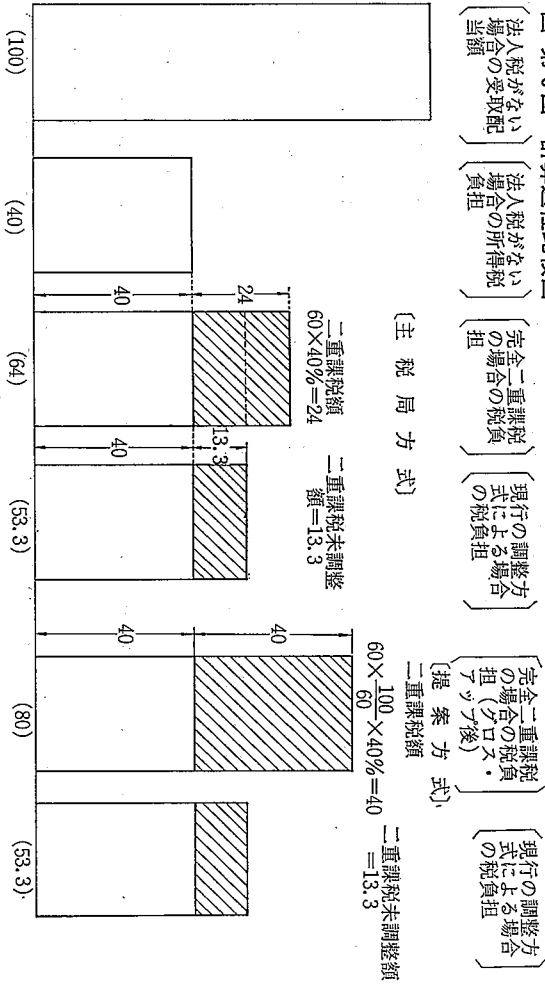
完全結合方式を対象とし、配当性向の差に着目する限り、(b')式でなければ、うまく分析できないのである。

2 提案方式と主税局方式の比較

計算過程を図にし、新旧両方式の計算方法の差を示そう。(第6図参照)

日本の例では、インビュテーション方式でないので、主税局方式を提案方式のように改めるべき必然性の説明資料としてではなく、計算方式の相異の説明の資料という形になっている。

図 第 6 図 計算過程比較図



(注) 計算例は所得税の限界税率40%の場合である。

旧方式の計算では、斜線の計算となり、調整度は、 $\frac{24-13.3}{24} = 44.6\%$ と算出される。

新方式の計算では、斜線部分の調整部分がふよえ、調整度は $\frac{40-13.3}{40} = 66.8\%$ と算出される。

第10表 計算方式一覧表

方式 国別	提 案 方 式	主 税 局 方 式
日 本	$\frac{40-13.3}{40} = 66.8$	$\frac{24-13.3}{24} = 44.6$
フ ラ ン ス	$\frac{50-15}{50} = 70.0$	$\frac{30-15}{30} = 50.0$
イ ギ リ ス	$\frac{52-15.7}{52} = 69.8$	$\frac{31.2-15.7}{31.2} = 49.7$
西 独 (新)	$\frac{56-0}{56} = 100.0$	$\frac{56-0}{56} = 100.0$
西 独 (旧)	$\frac{51-14.5}{51} = 72.5$	$\frac{30.6-14.0}{30.6} = 54.2$
ア メ リ カ	$\frac{48-28.8}{48} = 40.0$	$\frac{28.8-28.8}{28.8} = 0$

(注) 所得税率はすべて40%のときで、最大配当の場合である。

また、所得税率四〇%のときの調整度合の両方式による計算方式の差を表で示すと、第10表のとおりである。この表でわかるとおり、分母と分子の左側（完全二重課税額）が両方式で異なり、分子の右側（実際二重課税額）は同じである。

主税局方式の欠点は、例えばフランスのようなインビュテーション方式の国の例で説明した方がよいようである。

主税局方式では、フランスは、完全二重課税額が三〇と計算されており、提案方式では五〇と計算されている。

それは、それぞれ、次の算式で計算される。(1)は独立主体方式計算の調整前の所得税額を示し、(2)は一〇〇%インビュテーション方式（配当性向に関係なければ完全結合方式）の計算の調整前の所得税額を示す。

$$30 \parallel \{50 + (100 - 50) \times 0.4\} - 40 \dots \dots (1)$$

$$50 \parallel \{50 + (100 - 50 + 50) \times 0.4\} - 40 \dots \dots (2)$$

フランスの現行税制そのものから計算される調整前の所得税額は、

$$\{50 + (100 - 50 + 25) \times 0.4\} - 40 \parallel 40 \dots \dots (3)$$

と計算される。

(1)にしても、それから配当控除で調整されるし、(2)、(3)もインビュートされた税額や又は別個の計算による控除金額が、この算出所得税額から控除されるのである。

そして、われわれが、当面しているのは、このような三つの方式（ミックス方式も内包されているし、完全結合方式も(2)に入っている。）の比較の問題である。

この場合、方式別の差も、計数で示されなければならないし、所得税率階層別や配当性向別の変化も計数で示されなければならない。

そのような前提に立って考えると、計算方法としては、最大であって他を包含し、それを基準に他の方法の座標を知りうるものである完全結合方式の五〇を用いるべきものと考えられる。

完全結合方式の五〇を基礎として用いておけば、独立主体方式の三〇について、五〇と三〇の差が制度差であり、配当性向の変化や所得税率の変化に伴う影響が三〇に対するプラス、マイナスとして表現されるであろう。また、フランスの四〇も、うまく分析できるのである。

なお、独立主体方式の三〇を基礎にしたのでは、この算式では分子が0となるので、独立主体方式の非調整の調整機能が計数化され得ない。所得税率や配当性向によってはインビュテーション方式より独立主体方式の方が、所得のグロス・アップ効果と税額控除の税額減少効果の相殺の結果、かえって総合税額は減少し、調整度合が上昇する場合があることは、前にも述べたとおりである。（第2図及び第3図を見よ。）

このようにみると、新しい完全結合方式を基準とする方式がもっとも包括的で妥当な計算方式であり、かつ、新

しい視点を提供できる方式であると言えよう。

(注25) 主税局方式でも、最大配当のときの所得税額をあるべき所得税額として、配当性向別の連続した調整度合を計算することはできる。このように計算した結果が、第12表及び第8図として二二六、二二七頁に掲げられている。

3 提案方式による各国の調整度合の計算とその特徴

(1) 日本の場合

日本の場合について、提案方式によって、所得税率階層別、配当割合別に調整度合を計算してみたものが第11表であり、これをグラフにしたものが第7図である。

なお、参考のために、主税局方式で、配当性向により最大二重課税額は変わらないものとして計算した調整度合の計数及びグラフも掲げた(第12表、第8図参照)。

日本の場合のグラフが、所得税率四〇%と五〇%の間で連続的でないのは、配当控除率の二段階制を反映させて、税率四〇%まで一〇%、税率五〇%以上五%としたためである。

調整度合の特徴を述べると次のとおりである。

① 所得税率二〇%の場合は、配当割合のいかんにかかわらず調整度合は五〇%である。

配当軽減税率と基本税率との税率差一〇%と、所得税率と配当控除率との差一〇%とが同じであるため、法人側で留保として一〇%重く課税されても、個人側で所得税の追加課税を一〇%課税されても、総合課税額が同じになるからであり、調整度合五〇%は法人税率四〇%に対し、所得税率二〇%が二分の一に相当するからである。

(日本(提案方式))

第11表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

(%)

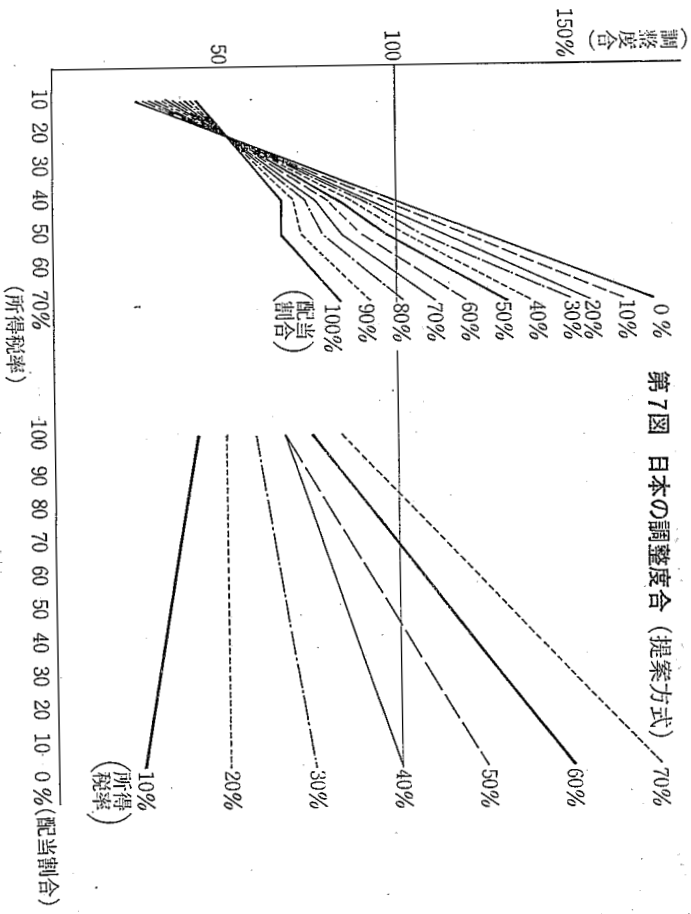
所得税率	配当割合 (金額配当)		調整度合									
	100%	0	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0
10 %	41.8	40.0	38.8	36.8	35.0	33.0	31.8	30.0	28.8	26.8	25.0	
20	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	
30	58.5	60.0	61.5	63.5	65.0	66.5	68.5	70.0	71.5	73.5	75.0	
40	66.8	70.0	73.3	76.8	80.0	83.3	86.8	90.0	93.3	96.8	100.0	
50	66.8	72.5	78.3	84.3	90.0	95.5	101.8	107.5	113.3	119.3	125.0	
60	75.3	82.5	90.0	97.8	105.0	112.5	120.3	127.5	135.0	142.5	150.0	
70	83.5	92.5	101.5	111.0	120.0	129.3	138.5	147.5	156.8	165.8	175.0	

調整度合は、
$$\frac{\text{最大二重課税額} - \text{現行二重課税額}}{\text{最大二重課税額}} = \frac{\text{法人税率} - (\text{現行総合負担} - \text{所得税のみ負担})}{\text{法人税率} (\text{基本})}$$

② 所得税率二〇％超の階層では留保性向が高まると調整度合が上昇するが、それ以下の階層では逆に下降する。①で述べた理由から、所得税率二〇％がその境界となつてゐる。

(2) フランスの場合

フランスについて、提案方式によつて、所得税率階層別、配当割合別に調整度合を計算してみると、第13表のとおりであり、これをグラフにしたものが第9図である。



第7図 日本の調整度合 (提案方式)

(日本(主税局方式))

第12表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

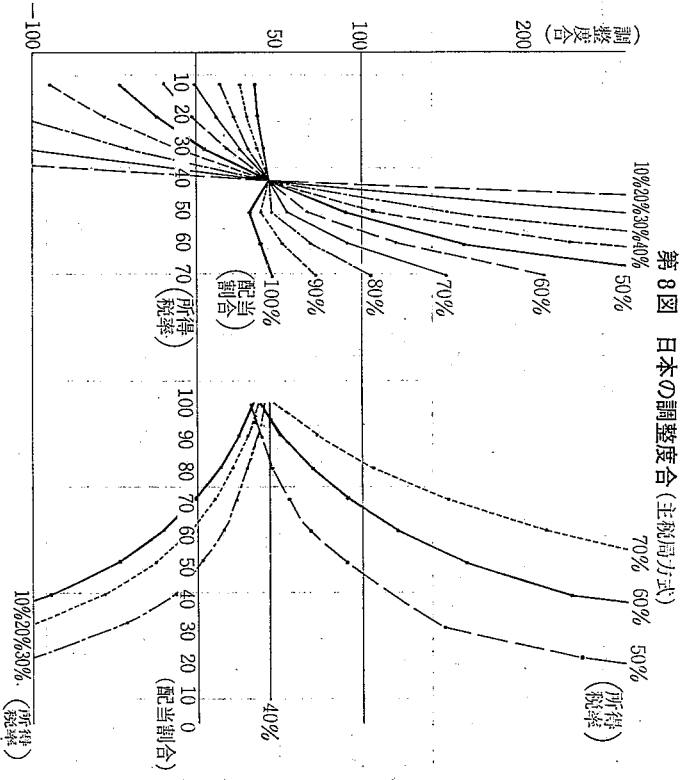
(%)

所得税率	配当割合	100% (全額配当)										0 (全額留保)
	(全額配当)	90	80	70	60	50	40	30	20	10		
10 %	35.3	25.6	14.2	△0.4	△20.4	△48.3	△89.6	△159.3	△298.6	△713.9	△	
20	37.5	30.9	21.9	10.7	△4.2	△25.0	△56.3	△108.3	△212.5	△525.0	△	
30	40.7	36.5	31.3	25.5	16.7	4.3	△12.5	△42.9	△103.6	△278.6	△	
40	44.6	44.4	44.3	44.6	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	44.4	
50	33.5	38.9	45.6	55.0	66.7	90.0	116.5	150.0	232.5	485.0	∞	
60	38.1	51.4	68.8	91.9	120.8	162.5	226.6	329.2	537.5	1,162.5	∞	
70	45.0	72.2	106.3	152.4	211.1	293.3	420.8	666.7	1,045.8	2,291.7	∞	

調整度合は、
$$\frac{\text{最大二重課税一現行二重課税額}}{\text{最大二重課税額}} = \frac{\text{法人税率一(現行総合負担一所得税のみ負担)}}{\text{法人税率(基本)}}$$

その調整度合の特徴を述べると、次のとおりである。

- ① 所得税率三三・三％のときは、配当割合のいかんにかかわらず、調整度合は一定で、六六・六％程度である。これは、インピュートした所得に対する配当控除率が、 $25 \div (50 + 25) = 33.3\%$ であることをことから説明され得よう。
- ② フランズの場合も、この所得税率三三・三％の税率階層を境界に、それより下の所得税率階層では留保性向上が上昇するほど調整度合は下っており、それより上の所得税率階層では、逆の傾向を示している。



第13表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

(フランス)

(%)

所得税率	配当割合 (全額配当)		調整度合									
	100%	90	90	75	70	60	50	40	30	20	10	0 (全額留保)
10 %			55.0	52.8	48.0	43.2	38.8	34.0	29.4	24.8	20.0	
20			60.0	58.8	56.0	53.2	50.4	48.0	45.4	42.8	40.0	
30			65.0	64.8	64.0	63.2	62.8	62.0	61.4	60.8	60.0	
40			70.0	70.8	72.0	73.2	74.8	76.0	77.4	78.8	80.0	
50			75.0	76.8	80.0	83.2	86.8	90.0	93.4	96.8	100.0	
60			80.0	82.8	88.0	93.2	98.8	104.0	109.4	114.8	120.0	
70			85.0	88.6	96.0	103.2	110.8	118.0	125.4	132.8	140.0	

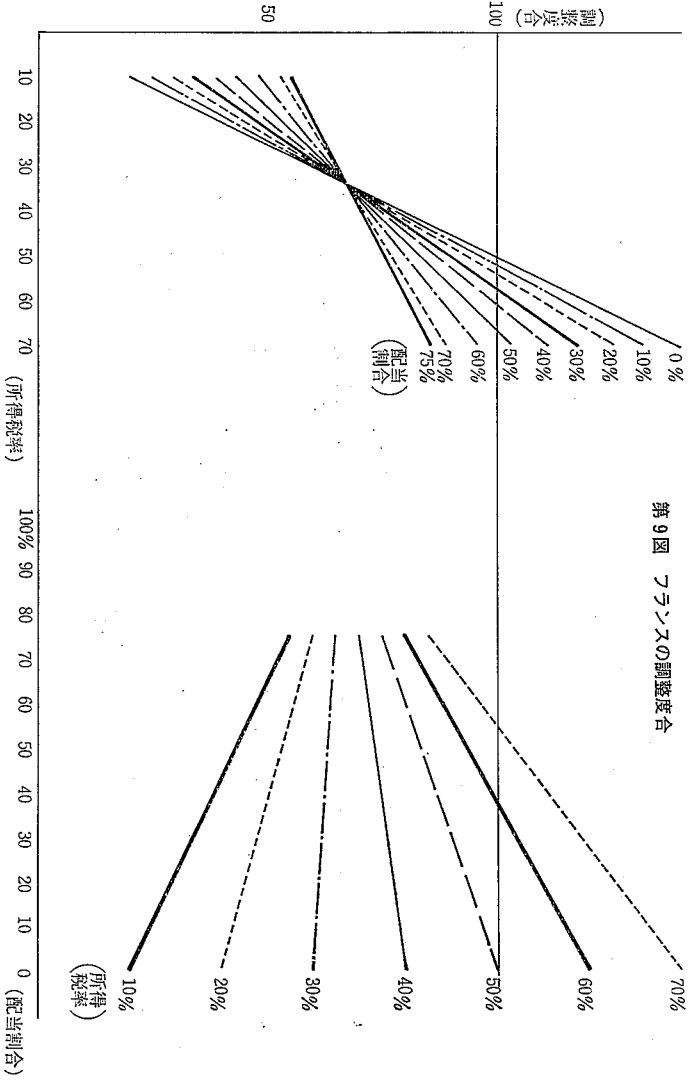
調整度合は、
$$\frac{\text{最大二重課税一理行二重課税額} - \text{法人税率一(現行総合負担一所得税のみ負担)}}{\text{最大二重課税額} - \text{法人税率(基本)}}$$
 。

なお、全額配当がないのは、フランスの制度が半額インベニエンス方式のため、法人税引後の全額が配当されても、インベニエント後で75%の配当となるためである。

(3) アメリカの場合

アメリカの場合、提案方式によって所得税率階層別、配当性向階層別に調整度合を計算してみると、第14表及び第10図のとおりである。

所得税率と法人税率との関係で、独立主体方式(非調整方式)でも、例えば全額留保の場合、法人税率より高い所得



(アメリカ)

第14表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

(%)

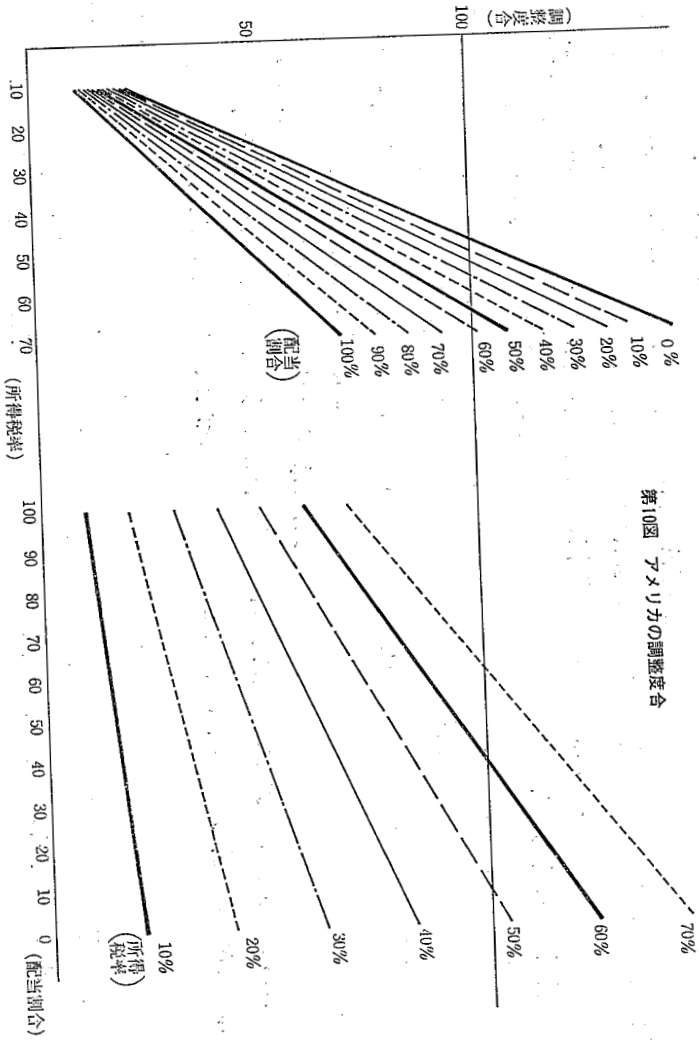
所得税率	配当割合	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0 (全額留保)
	(全額配当)	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	
10 %	10.0	11.0	12.1	13.3	14.3	15.4	16.5	17.5	18.8	19.8	20.8
20	20.0	22.1	24.4	26.5	28.5	30.8	32.9	35.2	37.3	39.4	41.7
30	30.0	33.1	36.5	39.8	42.9	46.3	49.4	52.7	55.6	59.2	62.5
40	40.0	44.4	48.8	52.9	57.3	61.7	66.0	70.4	74.6	79.0	83.3
50	50.0	55.4	60.8	66.3	71.7	77.1	82.5	87.9	93.3	98.8	104.2
60	60.0	66.5	73.0	79.6	86.0	92.2	98.9	105.6	111.9	118.5	125.0
70	70.0	77.5	85.2	92.7	100.4	107.9	115.4	123.1	130.6	138.3	145.8

調整度合は、
$$\frac{\text{最大二重課税一現行二重課税額}}{\text{法人税率一(現行総合負担一所得税のみ負担)}} = \frac{\text{法人税率(基本)}}{\text{最大二重課税額}}$$

税率階層では、調整度合が100%をこえるのである。

アメリカの調整度合の特徴は、次のとおりである。

①アメリカはいわば非調整方式であるが、グロス・アップした完全二重課税額をベースとすることとの関係では調整度合が生じ、所得税率が法人税率と同じ四八%で、かつ、全額留保の場合は、真正所得税と同じ負担となり、調整度合は100%となる。アメリカの税制には、日本やフランスのような受取配当の一定割合の配当控除の制度はないので、



配当割合に関係なく同一調整度合となるような所得税率階層は存在しない。

②アメリカの税制では、配当控除がない（一〇〇ドルの所得控除は無視して計算されている。）ので、あらゆる所得税率階層で、留保性向が上昇すれば、法人税額は常に同額でありながら、所得税の二重課税部分が減少するので、調整度合は上昇する。

(4) 西ドイツの場合

西ドイツの新税制（混合方式）の配当割合別、所得税率階層別の調整度合は、第15表、第11図のとおりである。

西ドイツの税制は、全額インベューションであるが、配当分についてだけであり、留保分についてはアロケーションされないので、常に調整度合が一〇〇％というわけではない。

西ドイツの調整度合の特徴は、次のとおりである。

①所得税率五六・三％のときの調整度合は、配当割合に関係なく、常に一〇〇％である。この五六・二五％という割合は、西ドイツ新税制の受取配当に対する配当控除率（六四分の三六）に一致する。

②西ドイツの調整度合は、配当性向一〇〇％のときは、あらゆる所得税率階層を通じて、一〇〇％である。これは三六％の配当軽減税率で課されて、配当六四を受取り、その算出所得税額から六四分の三六、すなわち三六の税額控除をするのであるから、個人所得税のみの負担となり、調整度合は一〇〇％となるのである。

なお、西ドイツの場合、所得税率五六・二五％を境界線として、それより低い所得税率階層では留保性向が高まれば調整度合は低くなり、それより高い所得税率階層では逆となっている。

また、所得税率階層五六・二五％以下では、一〇〇％配当のとき以外はすべて調整度合は一〇〇％未満となっている

(西ドイツ)

第15表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

配当割合 (金額配当)	100%	90	80	70	60	50	40	30	20	10	0 (金額留保)
所得税率	100.0	91.8	83.6	75.4	67.1	58.9	50.5	42.5	34.3	26.1	17.9
	100.0	93.6	87.1	80.7	74.3	67.9	61.3	55.0	48.6	42.1	35.7
	100.0	95.4	90.7	86.1	81.4	76.8	71.9	67.5	62.9	58.2	53.6
	100.0	97.1	94.3	91.4	88.6	85.7	82.7	80.0	77.1	74.3	71.4
	100.0	98.9	97.9	96.8	95.7	94.6	93.4	92.5	91.4	90.4	89.3
	100.0	100.7	101.4	102.1	102.9	103.6	104.1	105.0	105.7	106.4	107.1
	100.0	102.5	105.0	107.5	110.0	112.5	115.0	117.5	120.9	122.5	125.0

$$\text{調整度合一} = \frac{\text{最大二重課税一現行二重課税}}{\text{法人税率一(現行総合負担一所得税のみ負担)}} \times \frac{\text{法人税率(基本)}}{\text{最大二重課税}}$$

「*gründung*」を回避する。

(5) イギリスの場合

イギリスについては、提案方式によって、所得税率階層別・配当割合別の調整度合を計算してみると、第16表及び第12図のとおりである。

イギリスは、配当についての予納法人税という特殊な税制をもつインセンション方式を採用している国である。

第16表 所得税率別・配当割合別二重課税調整度合一覧表

(イギリス)

所得税率	配当割合 (全額配当)										100% (全額留保)
	100%	90	80	70	60	50	40	30	20	10	
10 %	54.6	51.2	47.7	44.0	40.0	36.9	33.5	30.0	26.3	22.9	19.2
20	59.8	57.7	55.6	53.2	51.2	49.0	46.9	44.8	42.7	40.6	38.5
30	64.8	64.0	63.5	62.5	61.9	61.2	60.6	59.8	59.0	58.5	57.7
40	70.0	70.6	71.3	71.9	72.7	73.3	74.0	74.8	75.6	76.2	76.9
50	75.0	76.9	79.2	81.2	83.5	85.4	87.7	89.8	91.9	94.0	96.2
60	80.0	83.5	87.1	90.4	94.2	97.5	101.7	104.8	108.3	111.7	115.4
70	85.0	89.8	94.8	99.8	104.8	109.8	114.0	119.6	124.6	129.6	134.6

$$\text{調整度合は、} \frac{\text{最大二重課税額一現行二重課税額}}{\text{最大二重課税}} = \frac{\text{法人税率一(現行総合負担一所得税のみ負担)}}{\text{法人税率(基本)}}$$

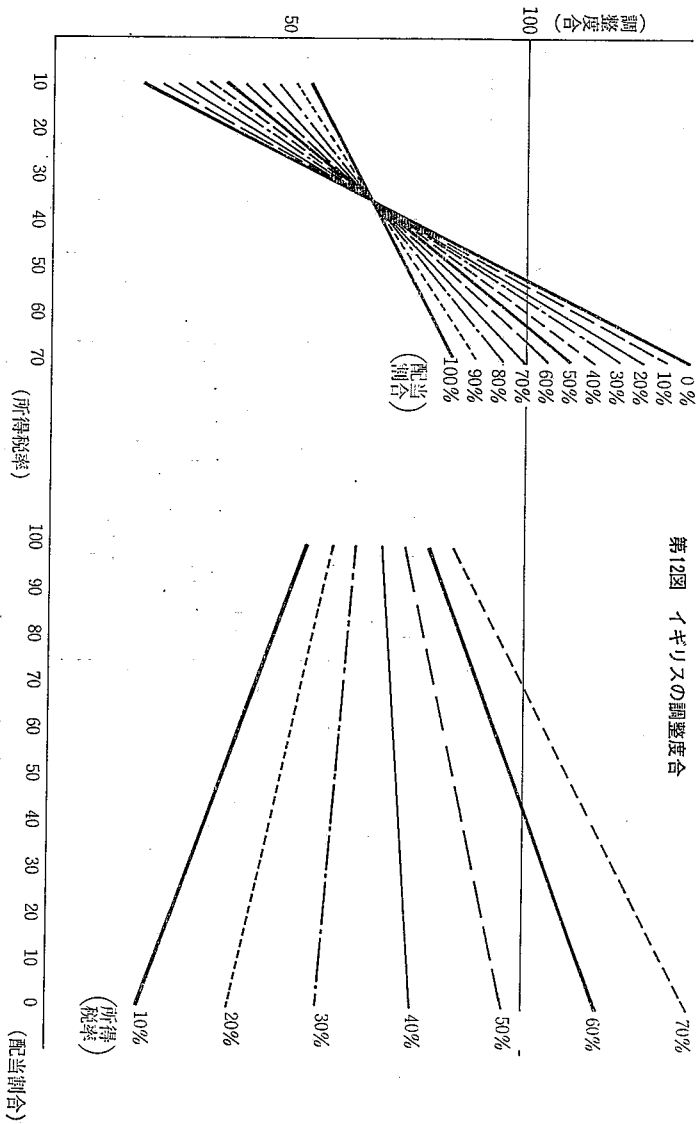
イギリスの調整度合の特徴は、次のとおりである。

① 所得税率三四・〇%の場合の調整度合は、配当割合に関係なく常に同じであり、六六%程度である。

この三四%は、イギリスの予納法人税率と同じであり、グロス・アップした所得に対する配当控除率(34+(66+34)=34)とも一致する。

② は所得税率の中央に位するこの所得税率三四%を境界として、それより大きい所得税率階層では、留保性向が大

第12図 イギリスの調整度合



きくなれば、調整度合も大きくなる。それより以下の所得税率階層では、逆の傾向となる。

(6) カナダ（完全統合方式）の場合

カナダというより、カナダのカーター委員会が勧告した完全統合方式の場合について、提案方式により、調整度合を計算してみる。

この場合は、いかなる所得税率階層の場合も、いかなる配当割合の場合も調整度合は、一〇〇%である。したがって、表も図も作る必要がないのである。

この完全統合の場合こそ、まさに、常に所得税のみが法人所得に課税される。法人に留保された所得も、それに係る法人税もアロケートされるので、常に調整度合は一〇〇%のみとなるのである。

三 相互転換表の諸問題

1 調整方式相互転換表とその考え方

(1) 部分調整方式相互間の転換

ある部分調整方式と税収及び株主等の実質負担が等しい他の部分調整方式は、どういった仕組みになるか。このような調整方式相互間の転換を簡単に、かつ、自由自在に行った結果を知る方式が、この相互転換表である。

部分調整方式相互間についてのこの転換法の最初の作成は、「部分統合方式のカウンターパート」として、佐藤光夫

前主税局調査課長の発案になるものである。^(注26)

このカウンタ・パートでは、部分統合方式であるインピュテーション方式と配当輕課方式相互間の轉換を、基本法人税率を同一として、行うものであり、答として出るのは、インピュテーション方式から配当輕課方式への轉換の場合には配当輕課税率であり、配当輕課方式からインピュテーション方式への轉換の場合は、インピュテーションの加算税率控除率であった。

この部分統合方式間の轉換表が第17表では、(1)のフランスから(3)の西ドイツ(旧方式)までの欄である。

この轉換表の計算の方法は、次のとおりである。

(イ)インピュテーション方式から配当輕課方式への轉換(表(1)フランス及び(2)イギリス)

①まづ、グロス・アップ後の課税所得に対する税額控除額の割合を算出する。(フランスを例にとると

$$\left(\frac{25}{50+25} = 33 \frac{1}{3} \right) = 33 \cdot 3\%)$$

②次に、基本法人税率から、①で算出した割合を差引いた計数を算出する。(フランスを例にとると

$$(50\% - 33.3\% = 16.7\%) = 16 \cdot 7\%)$$

③②で算出された割合が配当輕課税率である。(フランスの場合、その半額インピュテーション方式が、基本法人税率五〇%、配当輕課税率一六・七%の配当輕課方式へ轉換される。)

(ロ)配当輕課方式からインピュテーション方式への轉換(表(3)西ドイツ(旧方式))

①基本法人税率と配当輕課税率の差率を算出する。(旧西ドイツを例にとると、 $(51\% - 15\% = 36\%) = 36\%$)

第17表 調整方式相互転換表

大区分別	国別	(1) フランス	(2) イギリス	西ドイツ		(5) 日本
				(3) 旧方式	(4) 新方式	
現行制度	法人税率(基本)	50.0	52.0	51.0	56.0	40.0
	配当軽課税率	—	—	15.0	36.0	30.0
	配当控除率	(50.0)	(51.5)	—	(56.3)	(10.0)
	実効法人税負担	25.0	27.3	23.4	0.0	26.6
イギリス方式	法人税率	—	—	51.0	56.0	40.0
	配当控除率	—	—	(56.3)	36.0	(22.3)
	実効法人税負担	—	—	23.4	0.0	26.6
	留保税率	50.0	52.0	—	56.0	40.0
配当方式	配当税率	16.7	18.0	—	0.0	21.7
	実効法人税負担	—	—	—	0.0	26.6
	留保税率	—	—	—	—	—
	実効法人税負担	25.0	27.3	—	—	26.6

(%)

(注) (1) カッコ書は、グロスアップ前の受取配当に対する配当控除率を示す。
 (2) この表は、配当性向が同一であることを前提とする。なお、フランス、イギリス、西ドイツ(旧方式)はフラインツクス14巻2号(53年5月号)57頁佐藤光夫論文の計数に基づき、西ドイツ新、日本は筆者が追加した。

②その差率が、グロス・アップ後の課税所得に対する税額控除率である。(旧西ドイツの場合、法人税率五一%、配当税額控除率三六%のインピュテーション方式へ転換される。)

③配当税額控除率Ⅱ所得加算額として用いるために、加算後所得(グロス・アップ後所得)に対する比率を、受取配当に対する比率に換算するため、次の算式を解く。

$$\frac{(100 - \text{法人税率}) \times x}{(100 - \text{法人税率}) + (100 - \text{法人税率}) \times x} = \text{②で求めた控除率}$$

(旧西ドイツの例では、

$$\frac{49 \times x}{49 + (49 \times x)} = 0.36 \text{ を解いて } x = 56.3$$

したがって、旧西ドイツ法人税制は受取配当の五六・三%のインピュテーション方式へ換算される。)

(2) 混合方式の転換

日本の法人税制や西ドイツの新法人税制のように配当軽課方式とインピュテーション方式(日本の場合は、厳密な意味でそうではないが、受取者側調整方式と読み替えておいてもよい)のミックスした制度からインピュテーション方式又は配当軽課方式への転換が簡単に計算できないかと検討し考案したのが、第17表の(4)西ドイツ新方式と(5)日本の欄である。

この部分の転換表の計算方法は、次のとおりである。

(1) 混合方式からインピュテーション方式への転換

①ミックス方式による調整後の法人税負担を求める。

① 最大配当割合(D)を次の式を解いて求める。

$$D + (\text{配当課税率} \times D) + (\text{基本法人税率} \times (100 - D)) = 100$$

② 最大配当割合の場合の法人税負担を求める。

$$(\text{配当課税率} \times D) + (\text{基本税率} \times (100 - D)) = C$$

③ 調整後の法人税負担を求める。

$$C - (100 - D) \times \text{配当控除率} = T$$

(日本を例にとると)

$$\text{①} \dots\dots D + 0.3D + 0.4(100 - D) = 100 \text{ を解いて } D = 66.7$$

$$\text{②} \dots\dots (0.3 \times 66.7) + (0.4 \times 33.7) = 33.3$$

$$\text{③} \dots\dots 33.3 - (66.7 \times 0.1) = 26.6 = T$$

②次にインビュテーション方式の加算「額」＝控除「額」(X)を、基本税率及び調整後法人税負担(T)から求める。

基本税率 $\times X = T$ (日本の例では $40\% \times X = 26.6$ を解いて $X = 13.4$)

③加算額＝控除額と税引手取額から、グロス・アップ後所得に対する控除額の割合(R)を求める。(②)の計算に使用するため)

$$\frac{X}{(100 - \text{基本税率}) + X} = R_1$$

(日本の例では、 $\frac{13.4}{60+13.4} = 18.3\%$)

④受取配当に対する控除割合 (R_2) を次の算式を用いて算出する。

$$\frac{100 - \text{基本税率}}{x} = R_2$$

(日本の例では、 $\frac{13.4}{100-40} = 22.3\%$ であり、

日本の現行ミックス方式は、インビュテーション方式に改めれば、基本税率四〇%、受取配当に対する配当税額控除率二二・三%の制度となる。)

(ii) 混合方式から配当軽課方式への転換

インビュテーション方式の計数が算出されると、部分統合方式間の転換計算法 (1)(i) を用いて、配当軽課税率はすく算出される。

$$\text{基本法人税率} - \text{インビュテーション控除率}(R_1) = \text{配当軽課税率} \quad (\text{加算後所得に対するもの})$$

(日本の例では、 $40\% - 18.3\% = 21.7\%$)

したがって、現行日本法人税制は、配当軽課方式に純化すれば、軽課税率は二一・七%となる。^(注27)

(3) 税収、税率の変更を伴う転換計算

これまでの転換計算例は、税収同額又は基本税率同率を前提とする計算の簡便法であった。しかし、税収増減や税率変更を伴うものであっても、次の計算要素のうち一つだけが未知数のものであれば、転換表の発想を応用して、簡単に

計算することができる。

基本税率変更やインビュテーション控除率変更に伴う税収増減もきわめて簡単に、現行税収に対する増減比として算出される。

もっとも、これは配当性向が調整方式変更に伴い変わらないという前提の下での計算であるという条件が付けられる必要がある。(配当性向の変更があってもその変更の係数がわかれば、少し複雑な計算を行ってそれも算出できる。)

① 法人税収(調整措置があるときは、それによる減を差引後)

② 基本税率

③ 配当軽減税率(配当軽減方式のとき)又はインビュテーション控除率(インビュテーション方式のとき)もしくはそのいづれか(ミックス方式のとき)

もちろん、既知数として与えるものを、段階的にいろいろ組み合わせ与えれば、その答は簡単に出せるので、いろいろのケースの試案をたくさん作って計算することも容易である。

このような計算例を二、三応用例として次節で紹介してみることとする。

(注27)

日本のこの間接換算をされた純粋配当軽減方式の実効法人税負担と現行の調整後負担が一致するかの検算を行ってみる。

④ 純粋配当軽減方式の実効負担

$$(C + 0.217C + (100 - C) \times 0.4 = 100) \text{を解いて } C = 73.4$$

$$\left\{ \begin{array}{l} 73.4 \times 0.217 = 15.92 \\ 26.6 \times 0.4 = 10.64 \end{array} \right\} \text{を } 26.56$$

⑤ 現行方式の調整後負担は②③④(二四一頁)でT=26.6、したがって両者は一致する。

2 相互転換法の応用例

——わが国の基本法人税率の上昇に伴う配当軽課税率等の変化の試算——

(1) 基本法人税率の引上げに伴うインピュテーション控除率及び配当軽課税率の変化

相互転換法の応用として、日本の場合、まづ、現在と税収が同一であるという前提で、基本法人税率四〇%を動かしたときに、純粹インピュテーション方式の控除率又は純粹配当軽課方式の軽課税率がどう変わるかを示したものが第18表及び第13図である。

基本税率四〇%のときのインピュテーション控除率一八・三%、配当軽課税率二一・七%は前掲の相互転換表に掲げられているが、基本税率を四二%にすると、インピュテーション控除率も、配当軽課税率も同じ二一%となり、約四分の一のインピュテーション又は二分の一配当軽課になるのである。基本税率を引上げるほど、インピュテーション控除率は上昇し、配当軽課税率は低いものとなる。現在の税収のまま基本税率の三分の一の配当軽課税率とするためには、基本税率五二%、軽課税率一七・六%ということも図から見当がつく。

(2) 税収一割増で基本税率四二%又は四四%のとき配当軽課税率等

税収を一割程度増加させることとして、基本税率四二%又は四四%のときの純粹インピュテーション方式及び純粹配当軽課方式への換算を行ってみると、次のように計算される。^(注28)

すなわち、基本税率四二%であれば、グロスアップ後所得の一八%（受取配当の二一・九%）のインピュテーション方式又は基本税率四二%、配当軽課税率二四%の配当軽課方式へ転換できる。

第18表 法人税率（基本）の変化に伴うインピーテーション
控除率及び配当軽課税率の変化

基本法人税率	インピーテーション控除率	同左（受取配当 に対する割合）	配当軽課税率
30 %	4.6%	4.8%	25.4
35	11.4	12.9	23.6
40	18.3	22.3	21.7
42	21.0	26.6	21.0
44	23.7	31.1	20.3
46	26.4	35.9	19.6
48	29.2	41.0	18.8
50	31.9	46.8	18.1
55	38.7	63.1	16.3
60	45.5	83.5	14.5

(注) いづれの場合も、現行制度（基本40%、配当軽課30%、配当控除10%）と同じ実効法人税負担26.6%になる。

さらに、基本法人税率が四四%であれば、グロス・アップ後所得の二〇・八%（受取配当の二六・三%）のインピーテーション方式又は基本税率四四%、配当軽課税率二三・二%の配当軽課方式へ転換できるのである。税収同額、基本法人税率四〇%のときのこれらの率は、控除率一八・三%（受取配当の二二・三%）、配当軽課税率二一・七%であるから、これと比較して観察されるべきである。

(注28) この換算の計算過程は、次のとおりである。(㉑)が四二%の場合、(㉒)が四四%の場合の計算である。

(1) 負担額の計算

$$26.6 \times 1.1 = 29.3$$

(2) インピーテーション方式の控除額の計算

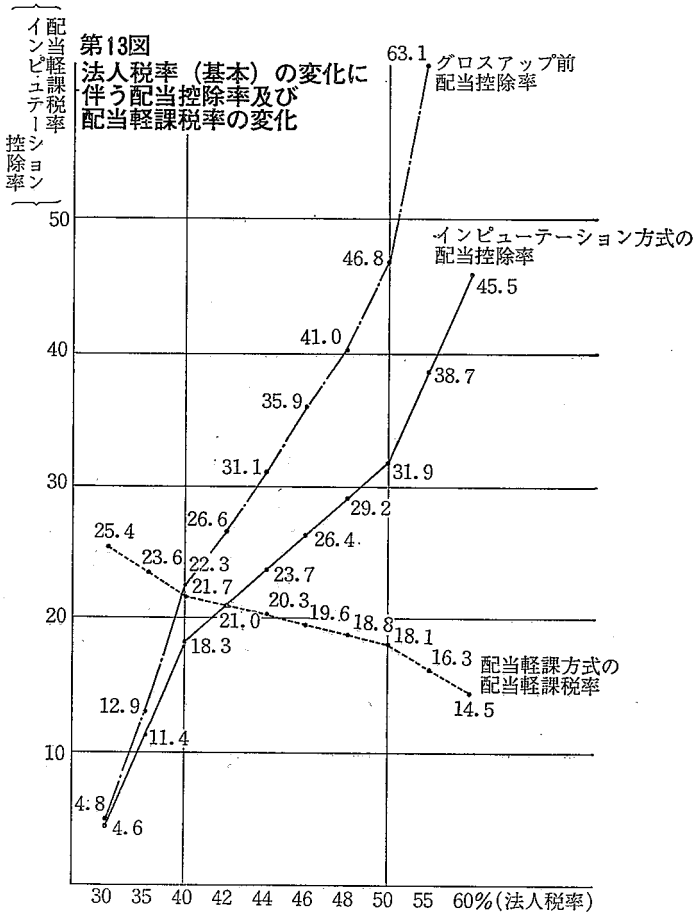
$$\text{㉑} \quad 42 - x = 29.3 \quad x = 12.7$$

$$\text{㉒} \quad 44 - x = 29.3 \quad x = 14.7$$

(3) グロス・アップ後所得に対する控除率

$$\text{㉑} \quad \frac{12.7}{58+12.7} = 18.8$$

$$\text{㉒} \quad \frac{14.7}{56+14.7} = 20.8$$



(4) 受取配当に対する控除割合

$$\textcircled{28} \frac{12.7}{58} = 21.9$$

$$\textcircled{29} \frac{14.7}{56} = 26.3$$

(5) 配当課税税率

$$\textcircled{30} 42 - 18.0 = 24\%$$

$$\textcircled{31} 44 - 20.8 = 23.2\%$$

3 相互転換法の応用例Ⅱ

——アメリカの独立主体方式のインピュテーション方式等への転換——

(1) 法人税率を五三％へ引上げた場合のインピュテーション控除率等

この換算の計算方法自体は、前に述べたミックス方式や応用例Ⅰと同様である。

前にも述べたように独立主体方式の場合は、同額の税収を前提に置くと、基本税率の引上げを行わないとインピュテーション方式や配当課税方式などの部分統合方式へは転換できない。^(注29)

そこで、法人税の基本税率を四八％から五％引上げて五三％にするものと仮定すると、ミックス方式の転換方法を応用して、現行負担額を出し、インピュテーション控除率の方から先に計算する。^(注30)

この結果、グロスアップ後の受取配当に対する九・六％(グロス・アップ前受取配当に対し一〇・六％)の加算、控除を行なうインピュテーション方式又は、基本税率五三％、配当課税税率四三％の配当課税方式に転換できることがわかる。

(2) 法人税収の二割減の場合のインピュテーション控除率等

(1)の法人税の基本税率の引上げが適当でなく受入れたいが、税収の二割減は受入れられるとすると、次のようなイ

インビュテーション方式等へ転換ができる。^(注31)

すなわち、基本税率四八％、グロス・アップ後所得に対し一六％(受取配当に対し約一九％)加算及び控除のインビュテーション方式又は、基本税率四八％、配当軽減税率三二％の配当軽減方式へ転換できるのである。

(注29) アメリカでは、現行法人税率のままでも、次のような前提で、全額インビュテーション方式を採用しても税収増になると論じられている。

すなわちアメリカの独立主体方式からインビュテーション方式への転換について分析したアメリカ下院・歳入委員会の“Task Force on Capital Formation”のために合同租税委員会が作った資料“Tax policy and Capital accumulation”によれば、現在のアメリカの法人税の実効税率は投資税額控除等のため二五％程度であり、配当所得者の平均限界所得税率は四八％程度であるので、一〇〇％インビュテーション方式を採用しても、税収減は生ぜず、増収が生ずるとしている。

もっとも、そのためには、インビュテーション方式の税額控除を現実法人税率方式で行なう必要があり、現実法人税率方式と四八％方式(表面法人税率方式)の利害得失も検討され、前者は後者の三分の一の税収減で済むと論じられている。

(注30) 法人税率を五三％としたときのインビュテーション控除率は、次のように計算される。

$$(1) \text{現行負担額の計算}$$

$$100 \times 48\% = 48$$

(2) インビュテーション控除額の計算

$$53 - x = 48$$

$$x = 5$$

(3) グロスアップ後所得に対する控除額

$$\frac{5}{(100 - 53) + 5} = 9.6\%$$

(4) 受取配当に対する控除率

$$(3)から \frac{5}{100-53} = 10.6\%$$

(6) 配当課税税率

$$(3)から 53\% - 9.6\% = 43.4\%$$

(注31) 税金二割減・基本法人税率そのまゝの場合のインビュテーション控除率の計算は次のとおりである。

(1) 負担額の計算

$$48 \times 0.8 = 38.4$$

(2) インビュテーション控除額の計算

$$48 - x = 38.4$$

$$x = 9.6$$

(3) グロスアップ後所得に対する控除率

$$\frac{9.6}{100 - 48 + 9.6} = 15.6\%$$

(4) 受取配当に対する控除率

$$\frac{9.6}{52} = 18.5\%$$

(5) 配当課税税率

$$(3)から 48\% - 15.6\% = 32.4\%$$

(後記)

本論稿については、忠佐市博士のこの問題に関する諸論稿に触発されて研究を始めた。また、主税局方式発想の段階で当時の主税局の同僚の諸君と何回も議論をしたことが大いに役立った。特に伏屋和彦氏（現主計局主査）の鋭い発想が新方式を考える上で大きなヒントとなった。ここに記してこれらの各氏に感謝の意を表しておきたい。